

令和5年度 焼津市水防計画書

資料編



焼津市水防計画書 資料編

<目次>

資料	3- 1	重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川）	1
資料	3- 2	重要水防箇所（国土交通省管理河川）	2
資料	3- 3	重要水防箇所評定基準（静岡県管理河川）	3
資料	3- 4	重要水防箇所（静岡県管理河川）	4
資料	3- 5	重要水防箇所（市管理河川等）	4
資料	3- 6	重要水防箇所図	5
資料	4- 1	洪水予報（国土交通省又は静岡県・気象庁共同発表）発表形式	6
資料	4- 2	水防法に基づく洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表） 伝達経路等	8
資料	4- 3	水防法に基づく洪水予報（静岡県・気象庁共同発表） 伝達経路等	9
資料	4- 4	水位到達情報（静岡県発表）の発表形式	10
資料	4- 5	水位到達情報（静岡県発表）の伝達経路等	11
資料	4- 6	水防警報（国土交通省又は静岡県）の発表様式（洪水）	12
資料	4- 7	水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（河川）	13
資料	4- 8	水防警報（静岡県発表）の発表様式（洪水）	14
資料	4- 9	水防警報（静岡県発表）の伝達経路等（洪水）	15
資料	4-10	水防警報（海岸）（国土交通省発表）の発表形式	16
資料	4-11	駿河海岸水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（海岸）	17
資料	4-12	駿河海岸における水防警報発令フロー	18
資料	4-13	津波に関する水防に係る基本的な考え方	19
資料	4-14	津波時の水防警報の発令基準について（水防管理団体版）	22
資料	4-15	水防警報（河川）（国土交通省）の発表様式（津波）	26
資料	4-16	水防警報（海岸）（国土交通省）の発表様式（津波）	27
資料	4-17	水防警報（河川）（県）の発表様式（津波）	28
資料	5- 1	水位観測所位置図	29
資料	5- 2	雨量観測所位置図	30
資料	5- 3	河川・海岸監視カメラ位置図	31
資料	7- 1	水防上重要な水門等一覧	32
資料	7- 2	重要水こう門位置図	35
資料	7- 3	大井川水系大井川西島樋管操作要領	36
資料	9- 1	水防倉庫及び備蓄資器材一覧	41
資料	9- 2	輸送経路図	43
資料	10- 1	水防団及び消防団の管轄地域等	44
資料	10- 2	水防工法一覧表	46
資料	10- 3	決壊・漏水等の通報系統	49

資料 12- 1	「災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ」	5 0
資料 12- 2	「国土交通省災害対策用車両等一覧」	5 1
資料 12- 3	企業（地元建設業等）との連携	5 2
資料 12- 4	建設業協会組織表（焼津建設工業会・大井川建設業協会）	5 6
資料 14- 1	水防活動報告書様式	5 8
資料 14- 2	水防活動報告書様式（例）	5 9
資料 16- 1	洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する 必要がある要配慮者利用施設一覧	6 0
資料 16- 2	市内避難所一覧（風水害）	7 2
資料 16- 3	避難所位置図	7 3

**【参考資料】**

参考資料 - 1	令和 5 年度焼津市水防協議会委員名簿	7 4
----------	---------------------	-----



資料 3-1 重要水防箇所評定基準 (国土交通省管理河川)

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料 3-2 重要水防箇所 (国土交通省管理河川)

番号	河川 海岸	地先名	ランドマーク	延長 (m)	注意を 要する理 由	重 要 度	水防工法	水防 倉庫	位置 (自～至)
B1	大井川	飯淵	大井川環境管理センター ～出光大井川油槽所	左 1,190	河積不足	B	積土のう	水防 セン ター	-0.4k+110m～ 1.0k-100m
B2	大井川	飯淵	出光大井川油槽所	左 190	洗堀の 未施工	B	木流し工	水防 セン ター	0.4k+90m～ 0.8k-110m
B3	大井川	飯淵	飯淵水防倉庫下流	左 70	河積不足	B	木流し工	水防 セン ター	1.4k+30m～ 1.4k+100m
B4	大井川	中島	飯淵水防倉庫上流	左 280	河積不足	B	積土のう	水防 セン ター	2.2k+60m～ 2.6k-60m
B5	大井川	中島	西島排水樋管下流	左 80	河積不足	B	積土のう	水防 セン ター	2.8k+160m～ 3.0k+400m
B6	大井川	西島	富士見橋下流	左 40	河積不足	B	積土のう	水防 セン ター	3.8k+60m～ 3.8k+100m
B7	大井川	相川	東名大井川橋上流	左 340	堤防脆弱 性	B	シート張 り工	水防 セン ター	5.4k～ 5.8k-60m
B8	大井川	上泉	日清紡績	左 310	堤防脆弱性	B	シート張 り工	水防 セン ター	6.4k ～6.8k-90m
B9	大井川	上泉	日清紡績	左 20	洗堀の 未施工	B	木流し工	水防 セン ター	6.4k+100m ～6.4k+120m
計		9箇所		2,520					

### 資料 3-3 重要水防箇所評定基準（静岡県管理河川）

水防注意箇所の重要度は、水防活動の指針であるとの考えから、背後地の重要性を考慮したうえで洪水出水期中の巡回の必要度頻度を表. 3-1, 3-2 のように定める。

表. 3-1 静岡県重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要度 A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度 B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

表. 3-2 静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準

重 要 度 A	重 要 度 B
<p>時間雨量 30mm/h、日雨量 130mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 200 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>（機能度及び耐用度）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定）</li> <li>2. 漏水、洗掘が予想される箇所</li> <li>3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</li> <li>4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</li> </ol> <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 A に指定する</p>	<p>時間雨量 50mm/h、日雨量 200mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 25 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>（機能度及び耐用度）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定）</li> <li>2. 漏水、洗掘が予想される箇所</li> <li>3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</li> <li>4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</li> </ol> <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 B に指定する</p>

資料 3-4 重要水防箇所 (静岡県管理河川)

①	黒石川	小川	黒石橋から上流へ	600	断面狭小	A	積み土のう	八桶	0.6k~1.2k
②	黒石川	小川	黒石橋上流 600m~若草橋	1,100	〃	B	〃	〃	1.2k~2.3k
③	木屋川	本中根	中根新田橋~ 木屋川橋上流 50m	500	〃	B	〃	宗高	4.8k~5.3k
④	成案寺川	一色	栢山川合流点~竹橋	650	〃	B	〃	〃	0k~0.65k
⑤	成案寺川	惣右衛門	竹橋~長河原橋	480	断面狭小 漏水	B	積み土のう 月の輪	〃	0.65k~1.13k
⑥	成案寺川	惣右衛門	長河原橋~成案寺橋下流 30m	370	断面狭小	B	積み土のう	〃	1.13k~1.5k
⑦	成案寺川	大島	助蔵橋上流 100m~ 旧大井川町境	1,150	〃	B	〃	〃	1.7~2.85k
⑧	石脇川	浜当目	石脇水門~JR橋	770	〃	B	〃	石脇	0k~0.77k
⑨	高草川	吉津	松久保橋下流 30m~ 東名高速道路上流 160m	800	〃	B	〃	〃	0.7k~1.5k
⑩	志太田中川	高新田	六軒屋大橋上流 220m~ 宮島橋上流 200m	800	〃	B	〃	宗高	0.7k~1.5k
⑪	志太田中川	宗高	田中川橋下流 150m~ 中河原橋上流 200m	1,900	〃	B	〃	宗高	2.0k~3.9k
⑫	泉川	相川	泉川橋上流 120m~ 相川橋上流 110m	200	〃	B	〃	相川	3.6k~3.8k
計		12箇所		9,320					

資料 3-5 重要水防箇所 (市管理河川等)

⑬	高草川	石脇上	起点~県道焼津岡部線	1,100	断面狭小	積み土のう	石脇	2.0k~3.1k
---	-----	-----	------------	-------	------	-------	----	-----------

海岸注意箇所

番号	海岸	地先名	延長 (m)	注意を要する 理由	位置 (自~至)
⑭	駿河海岸 大井川工区	吉永	250	越波	日広実業橋より 東側 150m
⑮	駿河海岸 大井川工区	吉永	150	越波	吉永ふれあい広場 より東側 150m
⑯	駿河海岸 大井川工区	高新田	300	越波	信漁連より前後 300m
⑰	駿河海岸 大井川工区	藤守	50	高潮による河 口閉塞	藤守川河口
計		4箇所	750		

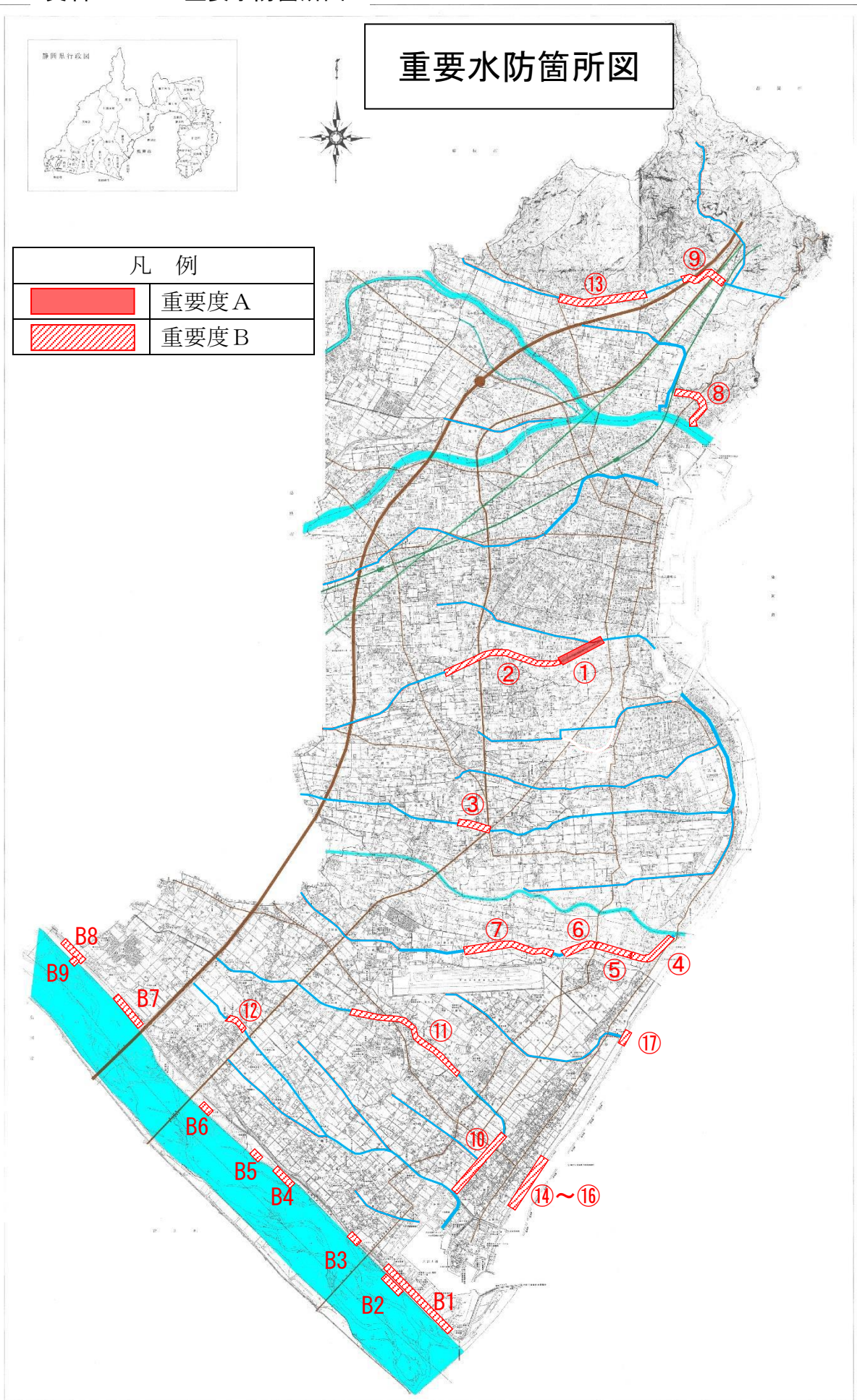
湛水注意箇所

水防上重要且つ密接な関係を有するものの処置

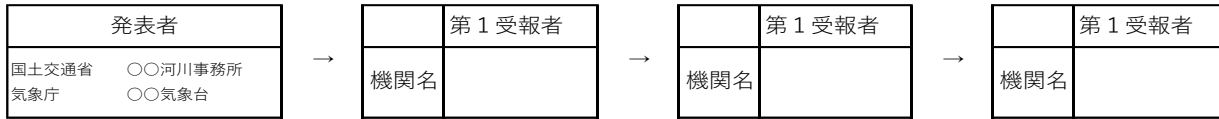
時間雨量 50mm 及び異常潮位による湛水注意箇所は、次のとおりである。

位置	関係河川名	湛水面積	適用
焼津市小川地内	黒石川	73.0ha	

※県水防計画書より抜粋



資料4-1 洪水予測（国土交通省又は静岡県・気象庁共同発表） 発表形式



正規

### ○○川氾濫警戒情報

○○川洪水予報第○号  
洪水警報（発表）  
令和○○年○月○日○○時○○分  
○○河川事務所・○○気象台 共同発

（見出し）

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】○○川では、氾濫危険水位に到達する見込み

（主文）

【警戒レベル3相当】○○川の○○○水位観測所（○○市）では、○○日○○時頃に、避難指示等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。  
○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】○○川の△△△水位観測所（△△市）では、○○日○○時頃に、避難指示等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。  
○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	○○日○○時○○分～○○日○○時○○分 までの流域平均雨量	○○日○○時○○分～○○日○○時○○分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○○)	00日00時00分の状況	XXX.X	■			
	00日00時30分の予測	XXX.X	■			
	00日01時00分の予測	XXX.X	■			
	00日01時30分の予測	XXX.X	■			
	00日02時00分の予測	XXX.X	■			
	00日02時30分の予測	XXX.X	■			
	00日03時00分の予測	XXX.X	■			
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X	■			
	00日00時30分の予測	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日01時30分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日02時30分の予測	—				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

観測所名	〇〇水位観測所	△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇市	△△市	□□郡□□町
レベル4水位 氾濫危険水位	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 氾濫危険水位	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫危険水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 氾濫危険水位	142.0	45.5	—
受け待ち区間	〇〇川	〇〇川	〇〇川
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇町
	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇町
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	—
	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	—
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区 〇〇県△△郡□□町 ●●地区、■●地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	
レベル5	氾濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の準備等の氾濫の発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
気象庁ホームページ	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://frrl.river.go.jp/">http://frrl.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

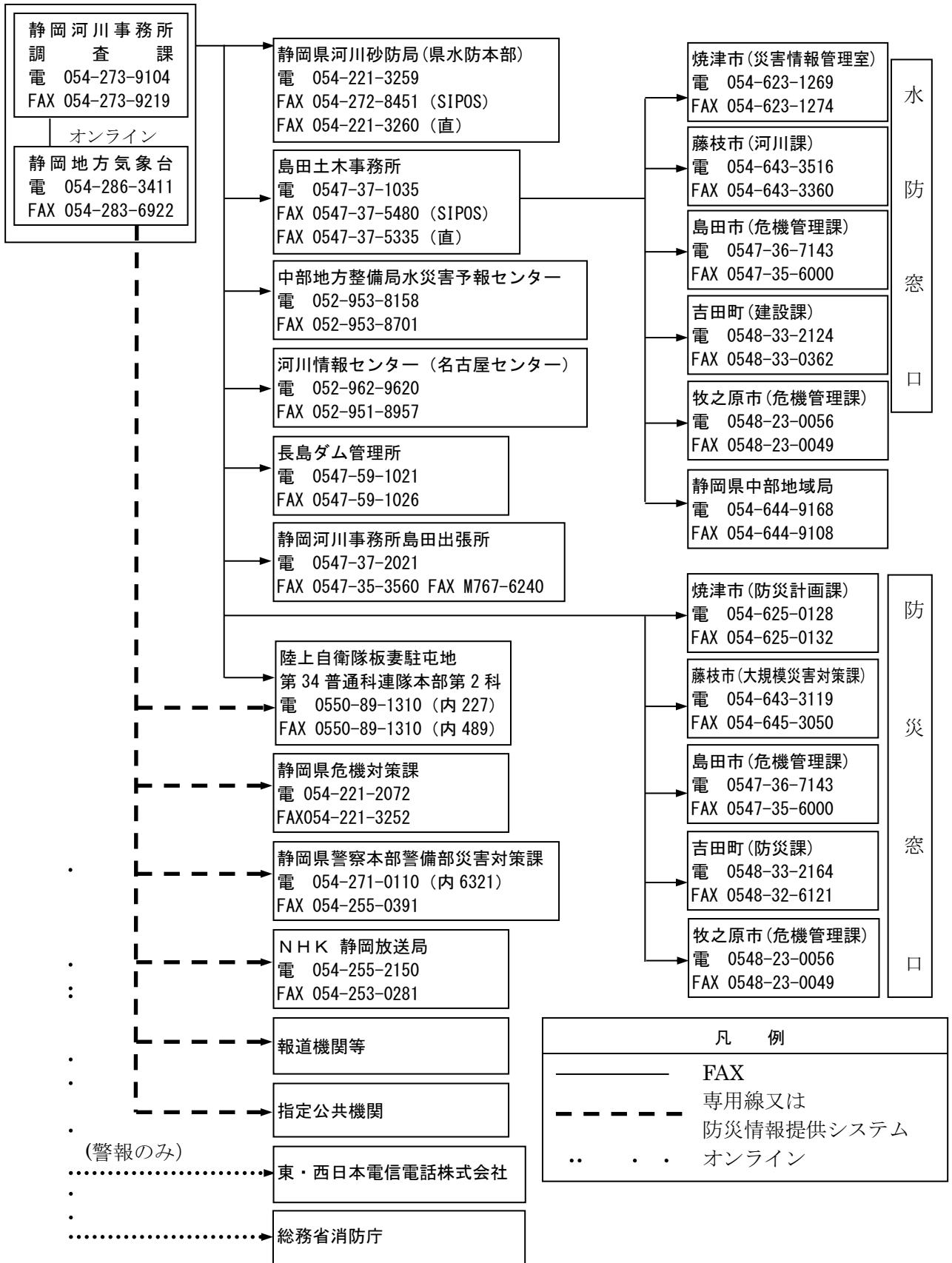
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

資料４－２ 水防法に基づく洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表） 伝達経路等

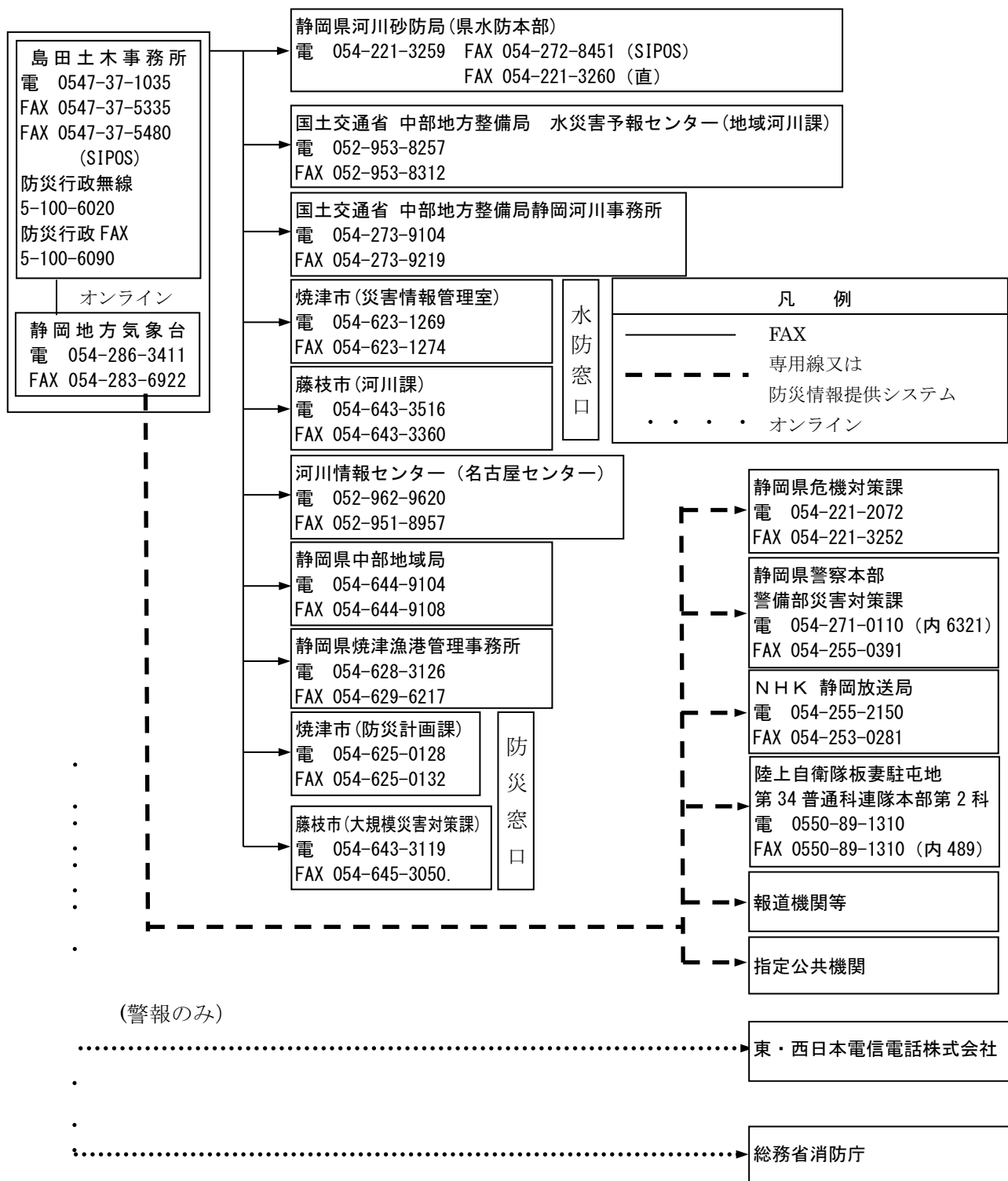
洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。





資料４－３ 水防法に基づく洪水予報（静岡県・気象庁共同発表） 伝達経路等

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇時〇〇分発表  
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難指示等の発令判断の目安である、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）〇.〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所（受け持ち区間：■■市※※地区～□□町◎◎地区）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位（警戒水位）	m

\* その他、本川（観測所）の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

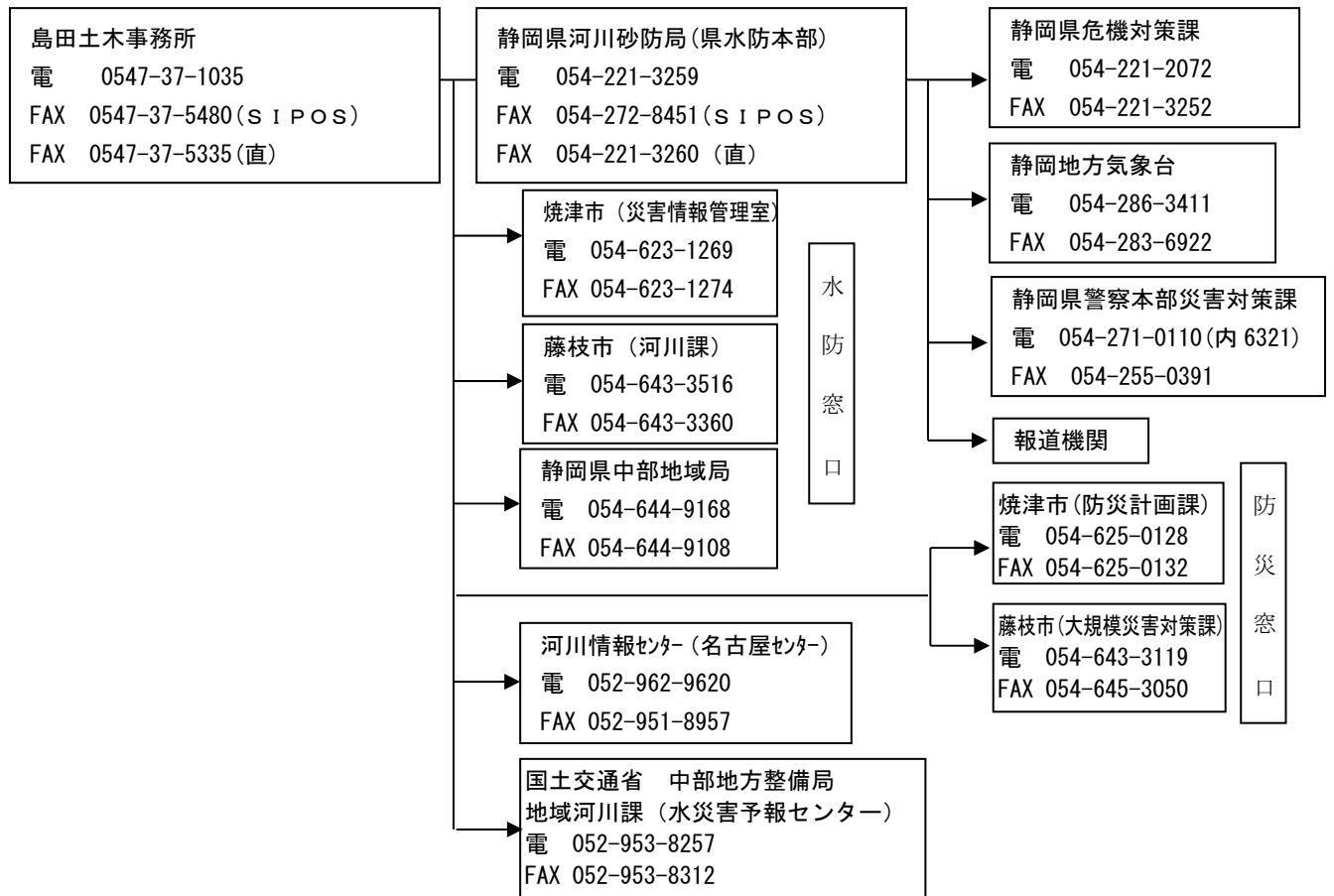
雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」

<http://sipos.shizuoka2.jp> あるいは <http://sipos.pref.shizuoka.jp>

資料 4 - 5 水位到達情報（静岡県発表）の伝達経路等

氾濫危険水位（特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



正規

## 水防警報（ ）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
大井川	〇〇水位観測所	

令和 年 月 日 時 分 国土交通省 静岡河川事務所発表

## 【現 況】

大井川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、○日○時○分現在  
△m です。

## 【発 表】

水防警報を〇〇します。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
牛妻				
奈良間				
手越				
神座				
細島				

## (参考)

安倍川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川〇岸：〇〇市△△から海、〇岸：〇〇川合流から海）

問い合わせ先

国土交通省 静岡河川事務所 災害対策室 電話：054-273-9104 (内線) 767381

## (参考)

〇〇【静岡県〇〇市】

計画高水位 : 〇m  
 氾濫危険水位 : 〇m  
 避難判断水位 : 〇m  
 氾濫注意水位 : 〇m  
 水防団待機水位 : 〇m

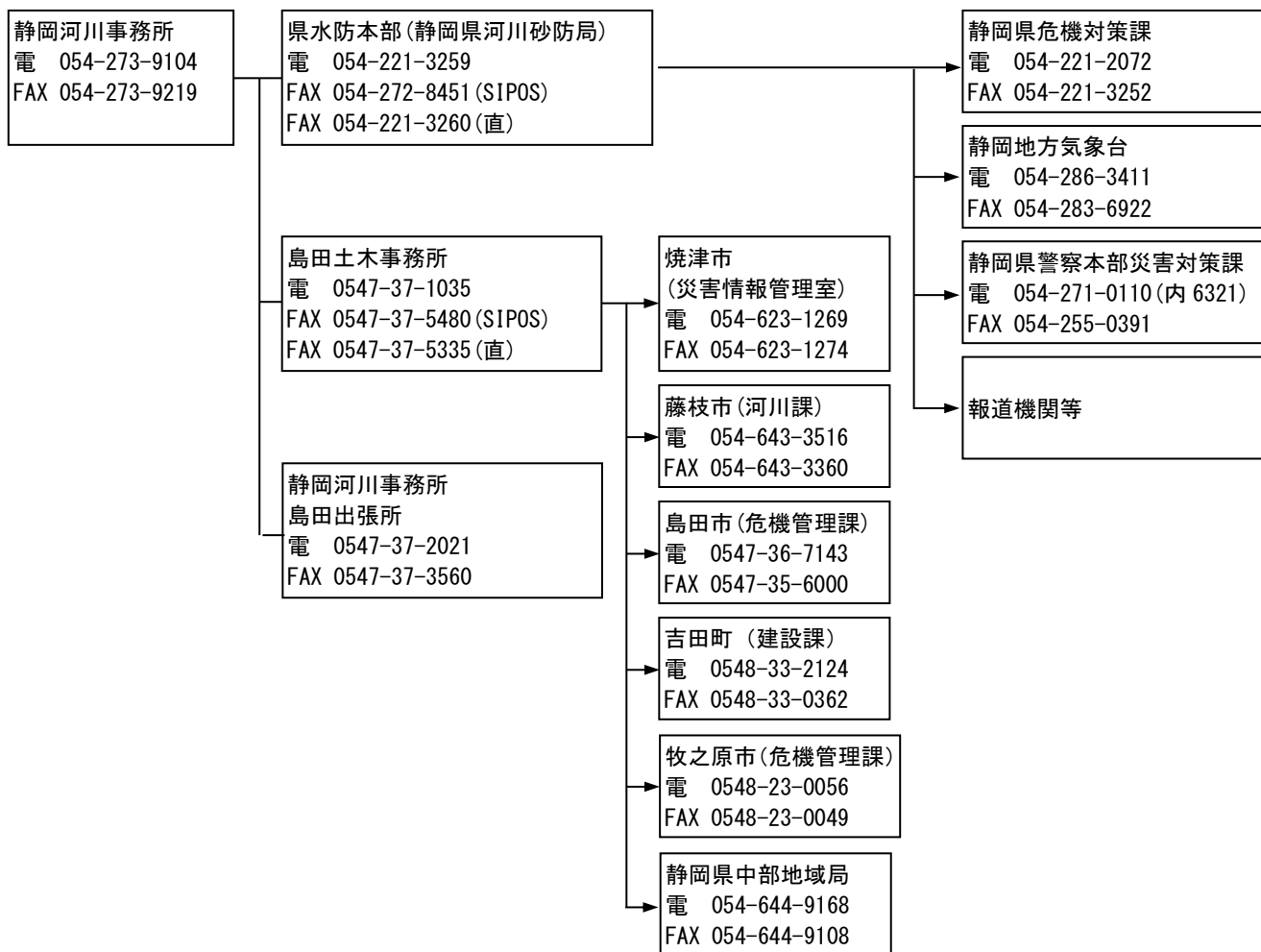
## (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

資料４－７ 水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（河川）

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



水防警報発報受報用紙

川		水防警報第	号	準備	出動	情報	解除
		令和	年	月	日	時	分
		静岡県		富士島田 袋井 浜松		土木事務所	
符号	順序	本 文					
イ		準備 時現在__の水位は__m__cmで{はん濫注意(警戒)}水位{に達し}を越えて					
ロ		時現在__の水位は__m__cmで					
ハ		{引続き 急激に} {刻々} 上昇中である。 かんまんに					
ニ		これが最高水位と{考えられる} なった					
ホ		引 続 き また {なお} 上流__の 水位は__m__cm {急激に} 上昇中である。 流量は__m <sup>3</sup> /s 刻々 かんまんに					
ヘ		大 雨 情 報 強 風 注 意 報 暴 風 風 量 予 報 雨 量 降 雨 上流山間部 __川流域 {__県地方}に__mmの{大強豪雨}が予想される。					
ト		減水中である。					
チ		また {なお} {上流} __の {水位は__時に__m__cm} {流域は__時に__m <sup>3</sup> /s} 次 第 に {を最高として} {順調に} {減水している} {減水中である} に 下 り かんまんに					

14

通報機関名

発 信 者							
発 信 時 刻 (受)	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
受 信 者							

符号	順序	本 文	
リ		市 {町}__地先では{ 村	堤防法面が急激な水当たり 変化のため 漏水があるため 激しい漏水のため いぜんとして 溢水の恐れがあり 危険である {決壊が予想される} 危険な状態が続いている
ヌ		河川の水位は一旦減水するも 減水しつつあったが再び増水することが考えられる 上昇し始めた	
ル		本地区{の} { では} { 引続き なお 今後の情報に注意し 水防団は出動し	厳重に警戒 十分警戒 {水防に万全を期}せられたい 水防作業を開始 警戒
ヲ		本地区の水防警報を解除する。	
ワ		(イ~ヲ以外の補足事項)	

水防警報の対象水位観測所

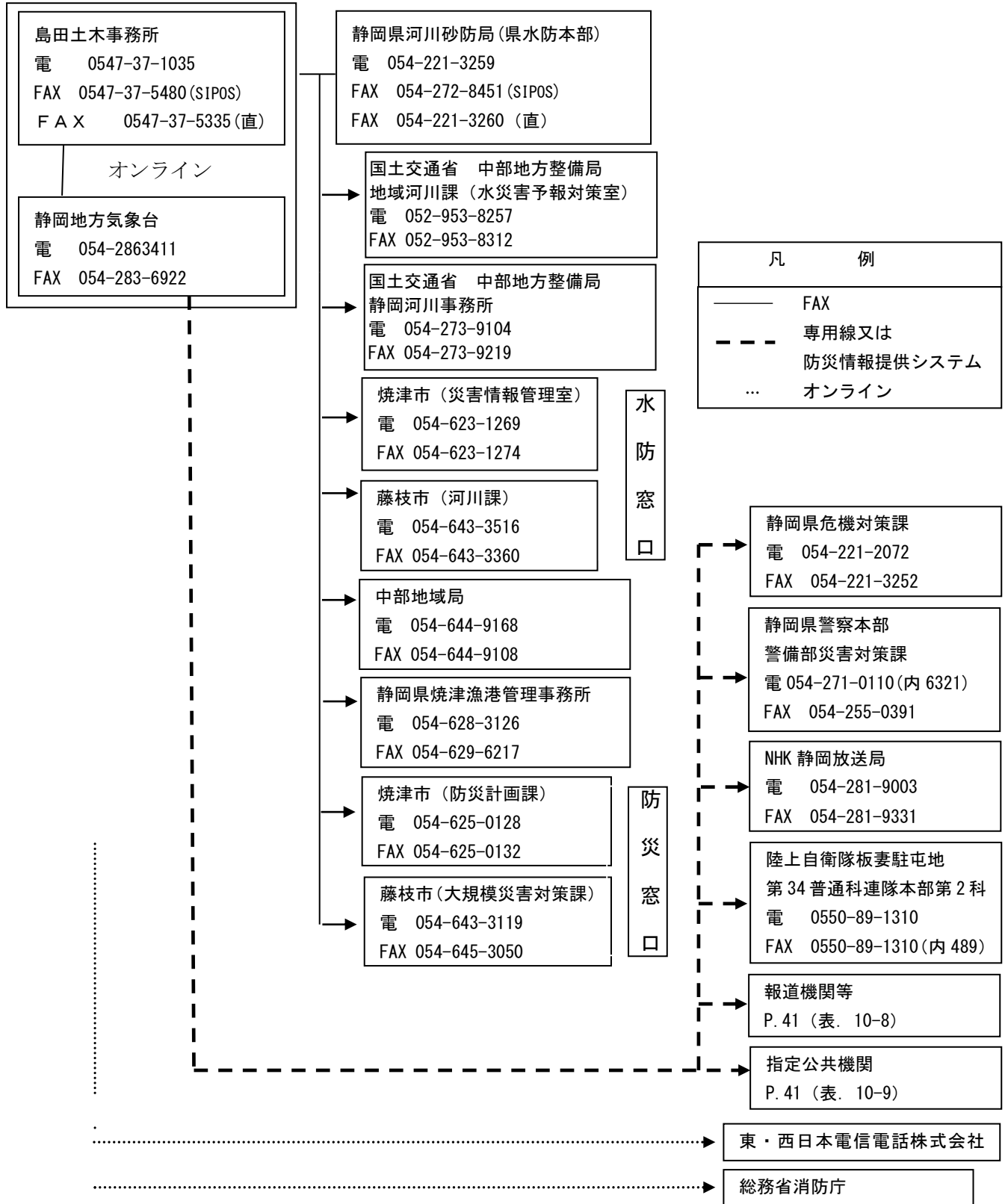
河 川 名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	はん濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位
潤井川	潤井川橋	富士	m 1.80	m 2.30	m
	勝草橋	島田	1.50	2.00	2.25
瀬戸川	入江橋	"	1.80	2.50	
	支川(朝比奈川)横内橋	"	1.80	2.50	2.80

河 川 名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	はん濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位
太田川	幹川	天方 袋井	m 1.40	m 1.90	m 2.40
		新貝 "	3.00	3.50	4.30
	支川(原野谷川)	山名 "	5.00	5.70	6.50
都田川	支川(井伊谷川)	吉岡橋 "	2.70	3.20	
	幹川	落合橋 浜松	2.50	2.70	2.80
支川	坂田橋 "	0.90	1.90	2.40	

資料 4-8 水防警報(静岡県発表)の発表様式(洪水)

資料 4 - 9 水防警報（静岡県発表）の伝達経路等（洪水）

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



正 規

# ○ ○ 海 岸 水 防 警 報 （ 出 動 ）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分  
国土交通省 〇〇川河川事務所発表  
(第△△号)

**【現 況】**

△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在××mです。  
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。  
(この文章も管理メニューで編集・削除可能です。)

**【発 表】**

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、  
嚴重に警戒して下さい。

**【特 記】**

(自由に記入)  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

水防警報(海岸)発表状況				
海岸名	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇	○			
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先  
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話: 000-000-0000 (内線) 〇〇〇

(参考)

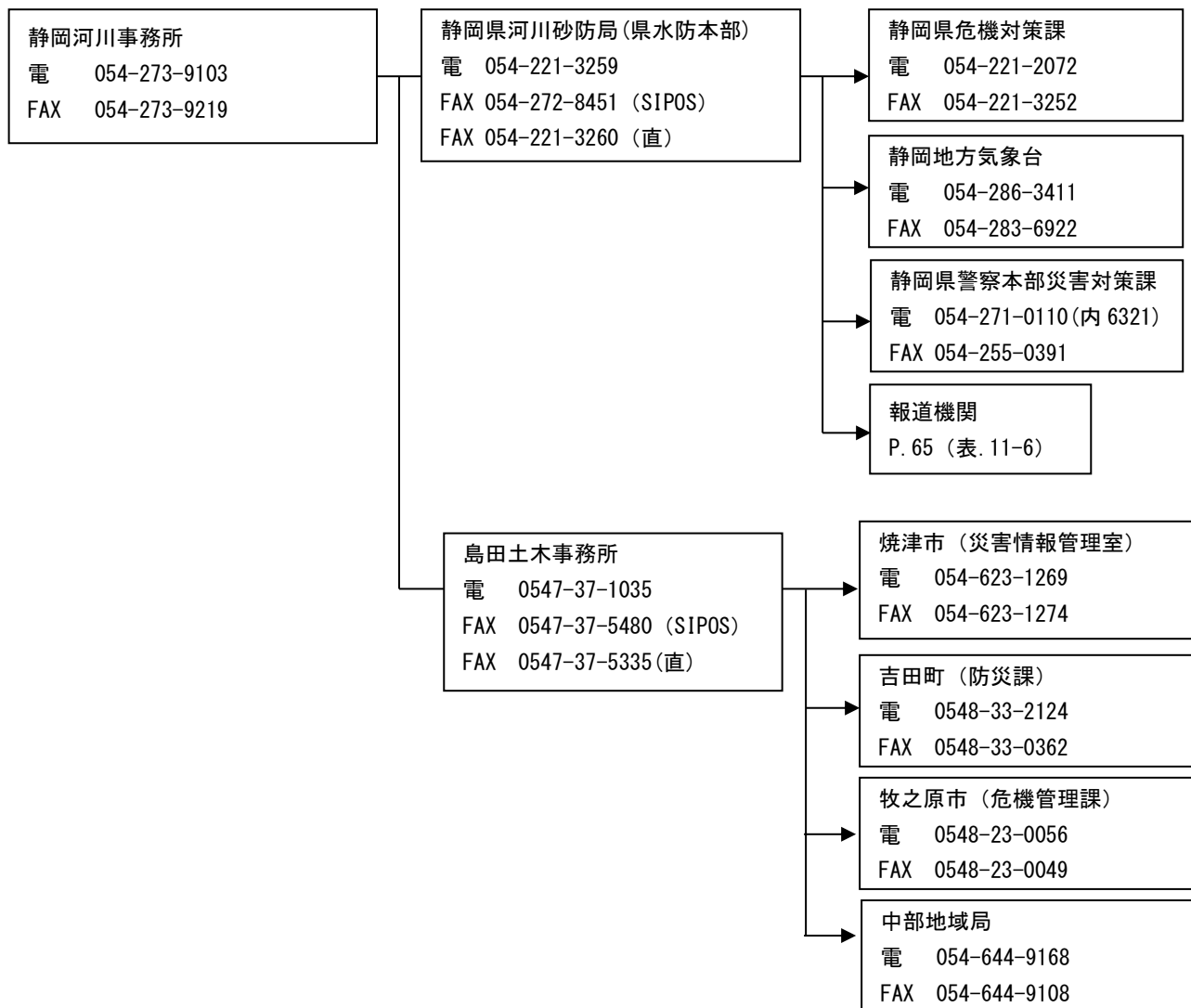
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

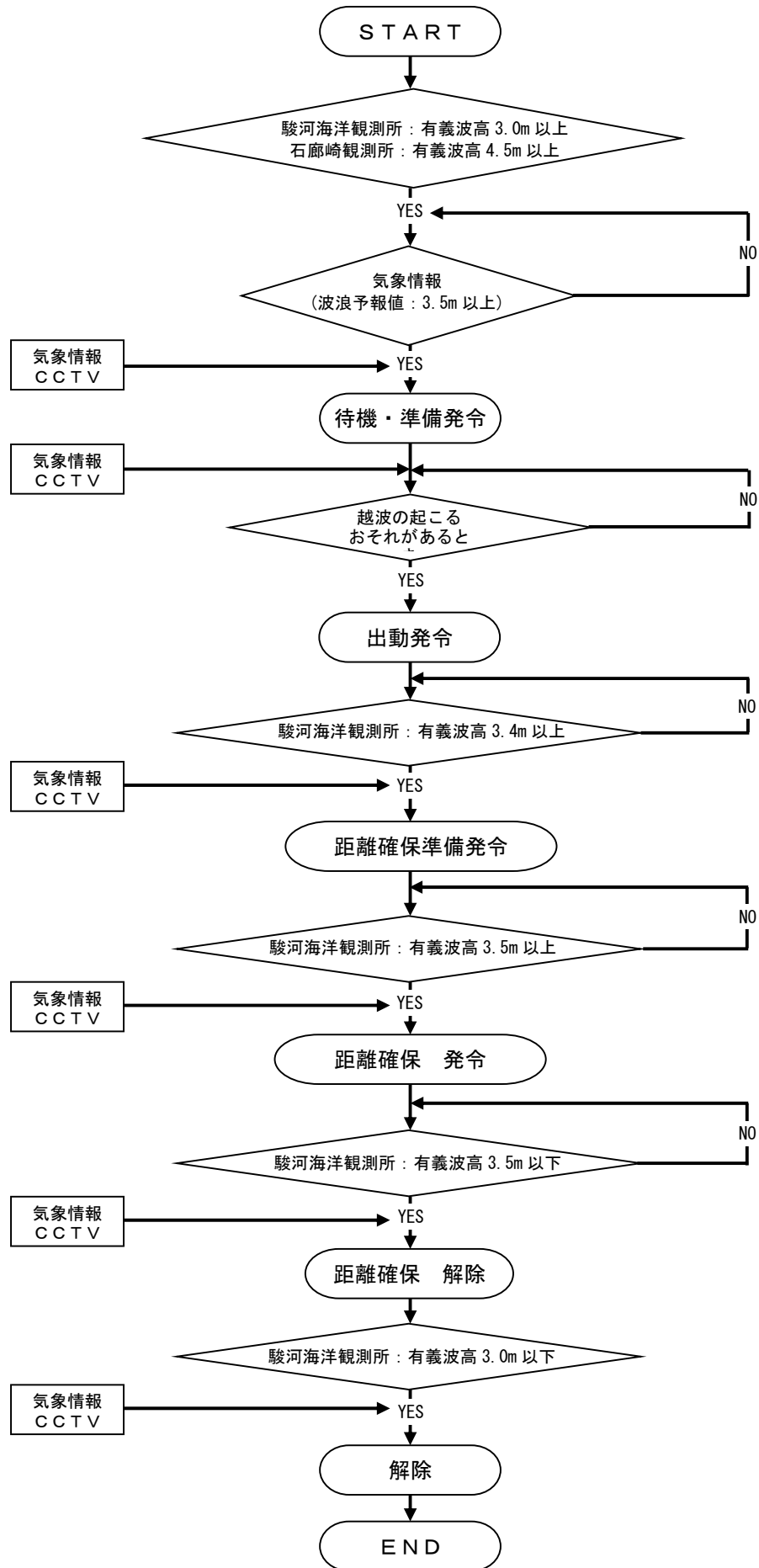


資料 4 - 11 駿河海岸水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（海岸）

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



資料 4-12 駿河海岸における水防警報発令フロー



資料 4-13 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発令に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防の内容や発令基準を定めるものとする。

1) 近地津波と遠地津波への対応

【近地津波】

‘近地津波’は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。

この点に留意し、気象庁の津波警報等の種類や津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発令することが望ましい。

‘近地津波’の場合は、短時間で津波が襲来することが多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出動するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発令を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報の発令基準等を定めておく。

【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような‘遠地津波’の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

距離	水防警報		情報収集	出動	
	震源				
近い	東南海地震	×	×	×	到達時間極めて短い
		×	○	○	到達時間少し短い
遠い	東北地方太平洋沖	○	△	△	到達時間時間長い
	チリ地震	○	△	△	到達時間が十分長い

×発令しない △状況に応じて発令 ○発令

西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ



出典「主な地溝型地震の評価結果」地震調査研究推進本部  
近地津波の要因となる主な海溝型地震



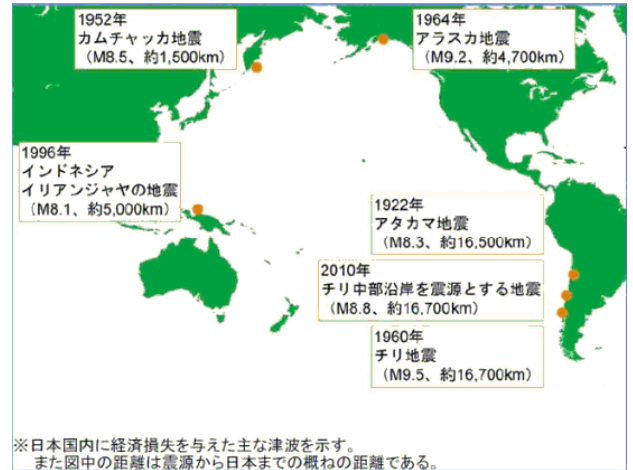
地点の違いによる津波到達のイメージ

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり津波到達までの時間があり水防活動のための時間がある程度確保できる。

水防活動にあたっては、以下の項目等に留意する。

1. 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）  
⇒ 対象の重点化
2. 水防団の活動（依頼された水門・陸閘等の操作）  
⇒ 対象の重点化
3. 活動時間  
⇒ 「活動可能時間」の有無
4. 情報伝達  
⇒ 津波等情報の伝達、連絡体制の確保
5. 避難体制  
⇒ 安全な場所までの避難経路、退避必要時間等の確認

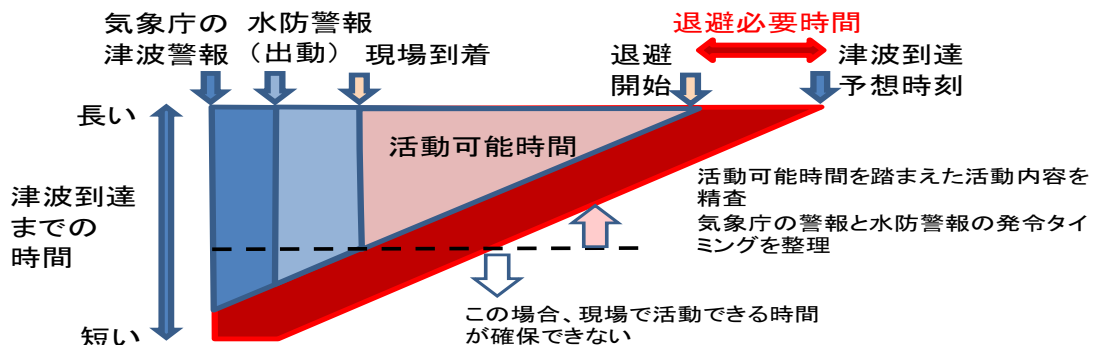


出典：内閣府中央防災会議災害時の避難に関する専門調査会津波防災に関するワーキンググループ資料  
遠地津波の要因となる主な地震

2) 「活動可能時間」の考え方について

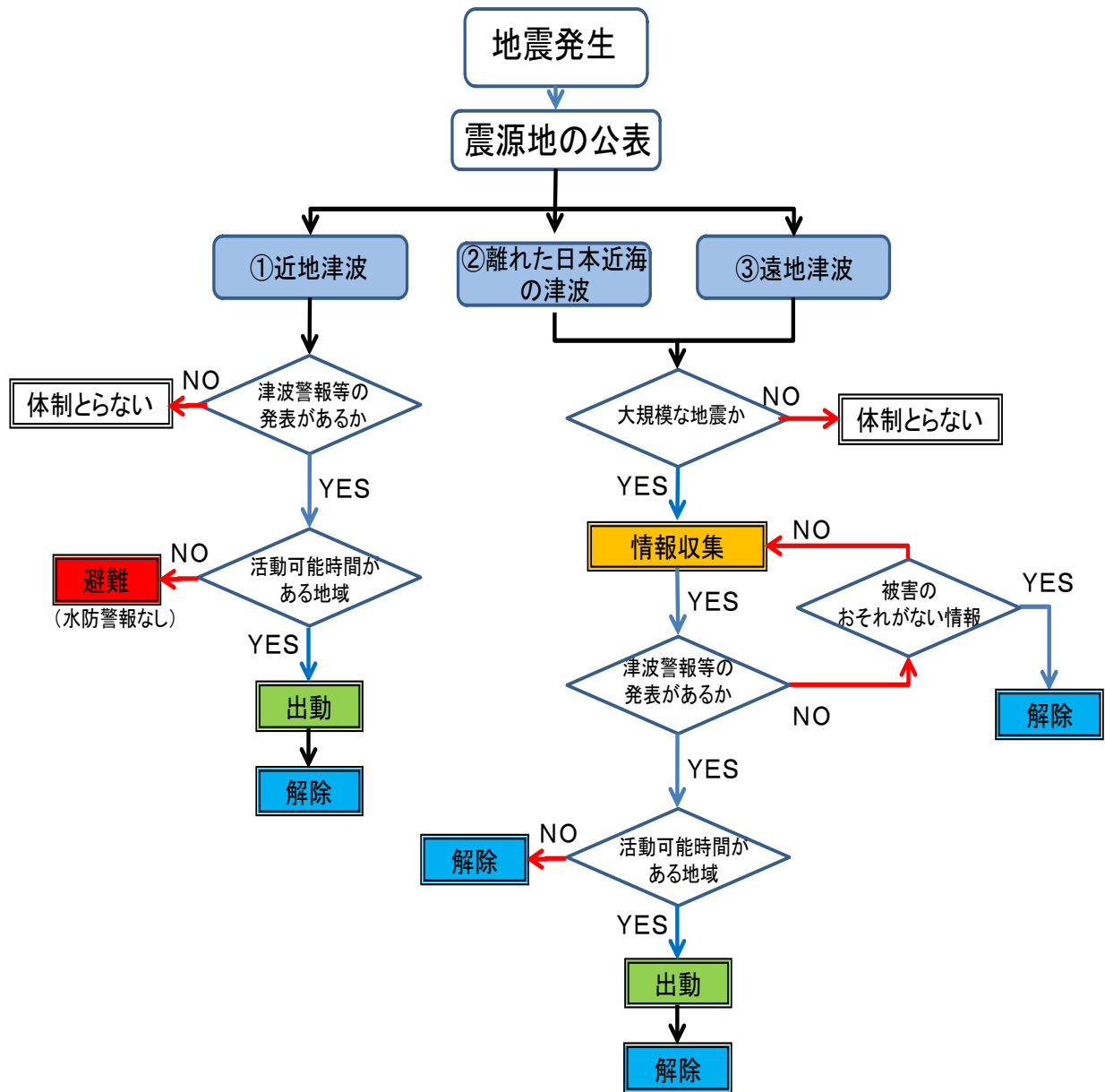
「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



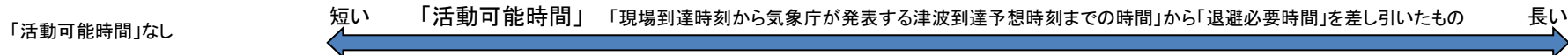
活動可能時間のイメージ

3) 水防警報の検討フロー



資料 4-14 津波時の水防の発令基準について（水防管理団体版）

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発令内容を定める。



津波区分	日本近海の津波		遠地津波	
	① 震源地から「近い」		② 震源地から「少し遠い」	
	③ 震源地から「遠い」	④ 震源地から「遠い」		
	パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能	パターンB. 「活動可能時間」が確保可能	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能	パターンD. 「活動可能時間」が十分確保可能
	日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合	チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合。
	安全確保のため自らも避難 (水防警報は発令しない)	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発令 (「情報収集」なし)	大規模な地震発生等に伴い 水防警報「情報収集」の発令	気象庁の情報等に基づき 水防警報「情報収集」の発令
水防警報	<p>※対象の地震について、あらかじめ水防警報の発令基準を決めておく</p> <p>対象の地震を決めておく</p> <p>情報収集発令しない</p> <p>避難</p> <p>出動</p> <p>解除</p> <p>「活動可能時間」あり</p> <p>1)気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき</p> <p>「活動可能時間」なし</p>	<p>情報収集</p> <p>津波注意報や警報が発表されない</p> <p>※「情報収集」とは、水防本部等が気象庁等の情報を得る状態を保つこと</p> <p>解除</p> <p>出動</p> <p>解除</p> <p>津波注意報又は警報が発表され、「活動可能時間」があり、かつ水防活動が必要</p> <p>1)気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき</p>		
考え方	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防「出動」を発令し、活動可能時間を少しでも増やす。	地理的な条件等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発令。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令	チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できることから水防警報を発令。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令
留意事項	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	<p>※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。</p> <p>※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。</p> <p>※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。</p> <p>※以下の内容について、事前に定めておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻(津波到達予想時刻の〇〇分前など)</li> <li>水防団員の安否確認方法(連絡体制)</li> <li>水防活動内容の精査・重点化</li> <li>水防団員の避難手段や避難経路の確認</li> </ol>		

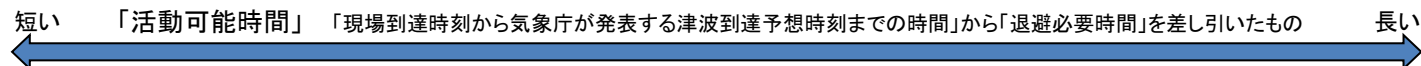
<「水防計画作成の手引き(案)」への記載例>

情報収集	【海岸・河川】	(記載なし)	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発令基準) ・日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれがないとき	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発令基準) ・遠地において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	○○地区(○○川)では南海トラフ地震発生による津波到来を想定した場合、津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため、水防警報は発令しない。	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発令基準) 【海岸】 ・気象庁から○○地域を震源とする地震による津波警報(注意報)が発表されたとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、はん濫危険水位を超えるおそれがあるとき	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発令基準) 【海岸】 ・気象庁から津波警報が発表される等、水防活動が必要と認めるとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、はん濫危険水位を超えるおそれがあるとき	
解除		(内容) ・水防活動の必要が解消した旨を通知するもの (発令基準) 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき		

【参考】津波時の水防警報の発表基準について（都道府県版）

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発令内容を定める。

「活動可能時間」なし



		日本近海の津波		遠地津波
津波区分		① 震源地から「近い」	② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
			パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能	パターンB. 「活動可能時間」が確保可能
		パターンD. 「活動可能時間」が十分確保可能		
		日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状况等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
水防警報		安全確保のため自らも避難 「水防警報」は発表しない	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発表 （「情報収集」なし）	気象庁の情報等に基づき 水防警報「出動」の発表 （水防管理団体はすでに水防警報「情報収集」を発令している場合が多い。）
		<p>※対象の地震について、あらかじめ水防警報の基準を決めておく</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">対象の地震を決めておく</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">避難</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">出動</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; text-align: center;">解除</div> </div> </div> <p>「活動可能時間」あり</p> <p>1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき</p> <p>「活動可能時間」なし</p>		
考え方	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防「出動」を発令し、活動可能時間を少しでも増やす。	地理的な条件等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表	チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できることから水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表
留意事項	<p>※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。</p> <p>※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）</li> <li>水防団員の安否確認方法（連絡体制）</li> <li>水防活動内容の精査・重点化</li> <li>水防団員の避難手段や避難経路の確認</li> </ol>			



<「水防計画作成の手引き(案)」への記載例>

情報収集	【海岸・河川】	(記載なし)
出動	<p>〇〇地区(〇〇川)では南海トラフ地震発生による津波到来を想定した場合、津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため、水防警報は発表しない。</p>	<p>(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p> <p>(発表基準) 【海岸】 ・気象庁から〇〇地域を震源とする地震による津波警報(注意報)が発表されたとき</p> <p>【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、はん濫危険水位を超えるおそれがあるとき</p>
解除		<p>(内容) ・水防活動の必要が解消した旨を通知するもの</p> <p>(発表基準) 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき</p>

資料 4-15 水防警報（河川）（国土交通省）の発表様式（津波）

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	令和 年 月 日 時 分	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	令和○○年○月○日○時○分に大津波警報・津波警報が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。		
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

資料4-16 水防警報（海岸）（国土交通省）の発表様式（津波）

水 防 警 報（海 岸）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	令和 年 月 日 時 分	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	令和○○年○月○日○時○分に大津波警報・津波警報が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。		
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

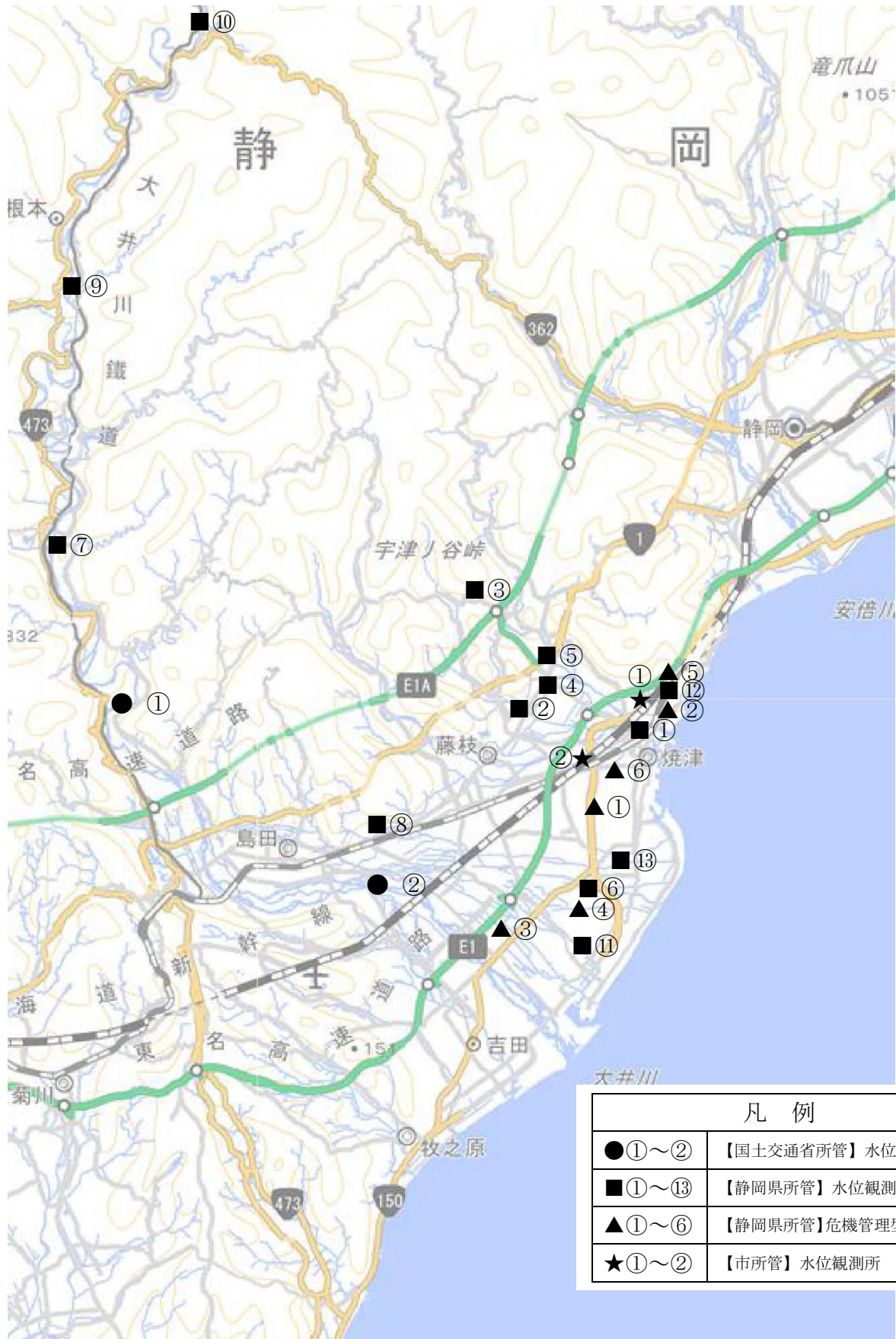
資料4-17 水防警報（河川）（県）の発表様式（津波）

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	令和 年 月 日 時 分	静岡県 〇〇土木事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	各地域の実情や立地条件を踏まえ、退避必要時間の確保を最優先の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。		
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は。令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。		
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。		

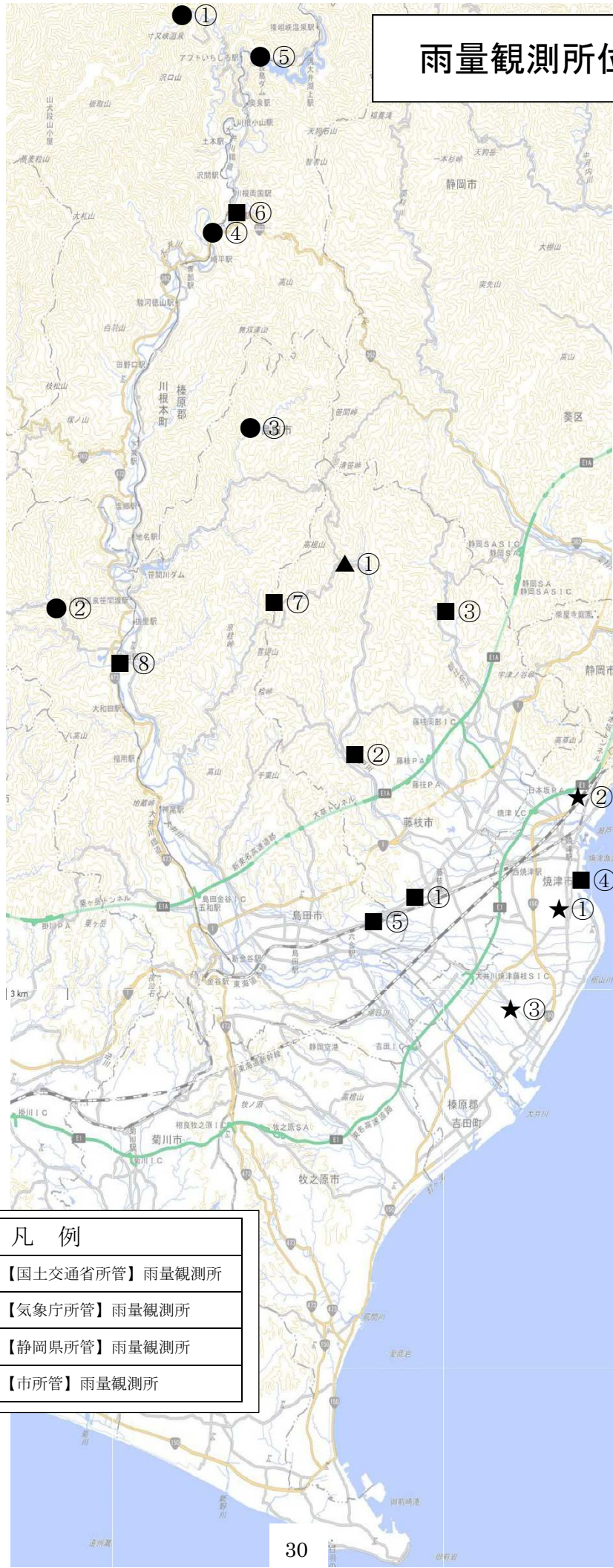
※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

# 水位観測所位置図





雨量観測所位置図



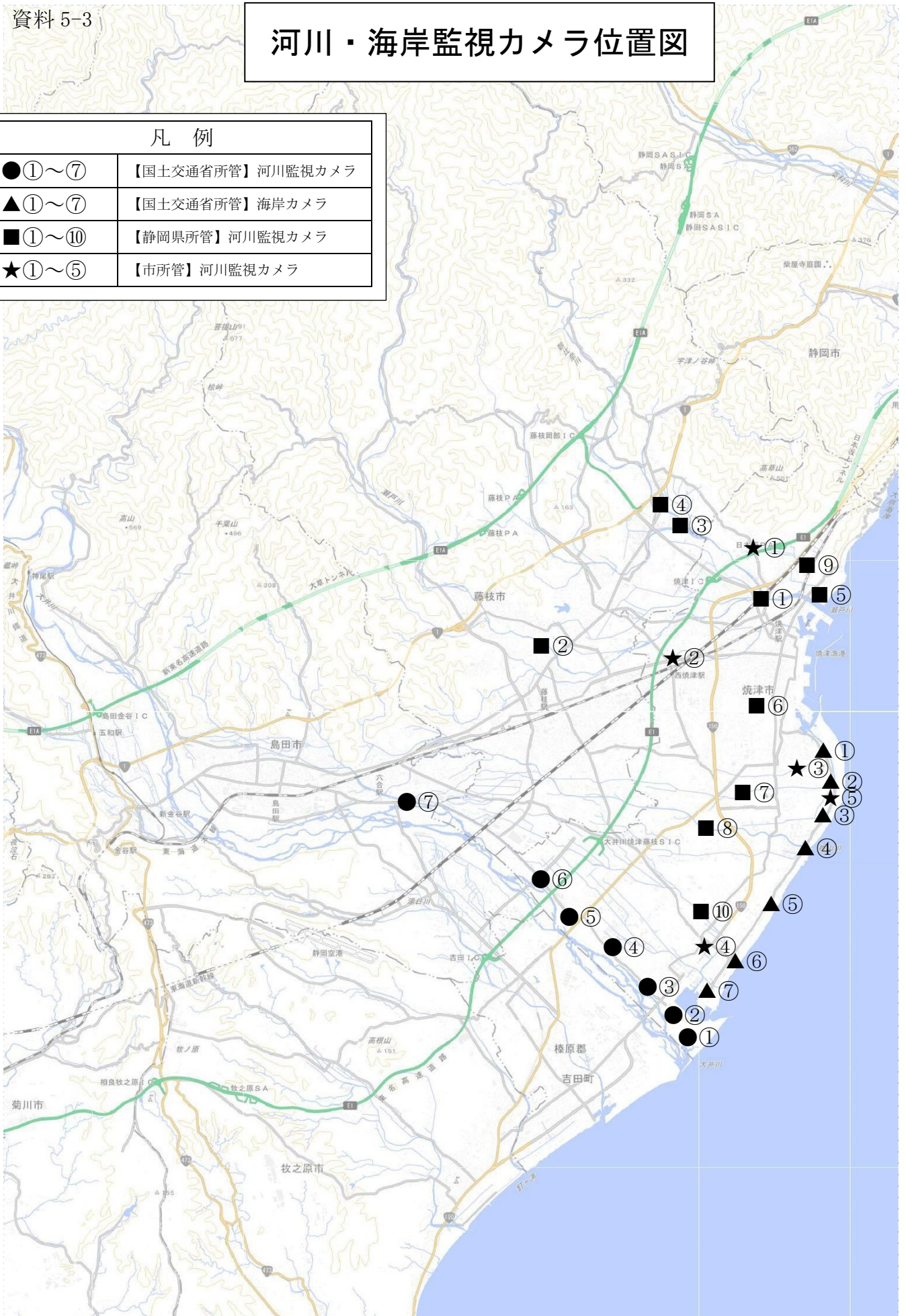
凡 例	
●①～⑤	【国土交通省所管】雨量観測所
▲①	【気象庁所管】雨量観測所
■①～⑧	【静岡県所管】雨量観測所
★①～③	【市所管】雨量観測所



# 河川・海岸監視カメラ位置図

## 凡 例

●①～⑦	【国土交通省所管】河川監視カメラ
▲①～⑦	【国土交通省所管】海岸カメラ
■①～⑩	【静岡県所管】河川監視カメラ
★①～⑤	【市所管】河川監視カメラ



資料 7-1 水防上重要な水門等一覧

水こう門

管理：焼津市

No.	河川名	名称	位置	管理人	摘要
1	石脇川放水路	東部排水機場 瀬戸川樋門	浜当日	東益津湛水防 除管理組合	手動巻上げ
2	朝比奈川	統合堰	策牛	山川貞雄 松永史郎	自動転倒ゲート
3	前の川	石津ポンプ	石津	河川課	Φ200×1
4	前の川	宮田橋排水ポンプ場	石津	河川課	Φ400×1
5	栄田川	栄田取水堰	田尻北	松浦光雄	自動転倒ゲート
6	栄田川	下小田取水門	田尻北	増田佳之	電動巻上げ2連式
7	栄田川	道原取水堰	道原	犬塚三津子	自動転倒ゲート
8	栄田川	中根新田取水堰	中根新田	成川秀男	自動転倒ゲート
9	成案寺川	成案寺排水機場	惣右衛門	増田 昭 成岡 誠 村上久義	電動ローラーゲート3門
10	成案寺川	逆水門	惣右衛門	町内会	電動巻上げ
11	成案寺川	惣右衛門取水門	惣右衛門 大島	村松俊雄	自動転倒ゲート
12	栃山川	惣右衛門取水門	一色	實石博之	自動転倒ラバーダム
13	栃山川	本中根取水堰	本中根 大島	増田訓平	自動転倒ラバーダム
14	赤塚川雨水幹線	小川新町一丁目排水ポンプ場	小川新町 一丁目	河川課	Φ300×2
15	一色横須賀川	一色横須賀川排水ポンプ場	田尻	河川課	Φ350×2
16	小石川支川	柳新屋取水堰	柳新屋	部農会	電動巻上げ
17	小石川支川	小柳津取水堰	小柳津	部農会	電動巻上げ
18	小石川支川	三ヶ名水門	三ヶ名	部農会	電動巻上げ
19	泓の川支川	小柳津取水堰	小柳津	部農会	自動転倒ゲート
20	泓の川	泓の川第4取水口	小川	部農会	電動巻上げ
21	高草川放水路	北部排水機場 朝比奈川樋門	坂本	東益津湛水防 除管理組合	電動巻上げ

水こう門

管理：大井川土地改良区

No.	河川名	名称	位置	管理人	摘要
1	小石川	第6号取水門	三ヶ名	高田寿一	自動転倒ゲート
2	小石川	第5号取水門	五ヶ堀之内	金原謙次	電動巻上げ2連式
3	小石川	第4号取水門	小土	長房完治	電動巻上げ2連式
4	小石川	第3号取水門	小屋敷	多々良廣	電動巻上げ2連式
5	黒石川	第10号取水門	小川	高橋和也	自動転倒ゲート
6	黒石川	第8号取水門	大住	深津三郎 小口浩伸	自動転倒ゲート
7	黒石川	第7号取水門	三右衛門新田	小野田義輝	自動転倒ラバーダム
8	黒石川	第6号取水門	大住	石田秋雄	自動転倒ゲート
9	木屋川	第11号取水門	三和	村松新次 渋谷英希	手動巻上げ2連式
10	木屋川	第10号取水門	三和	原川富雄	自動転倒ゲート
11	木屋川	第9号取水門	中根新田	鈴木茂	手動巻上げ1門
12	木屋川	第8号取水門	中新田	宮内利幸	手動巻上げ1門
13	木屋川	第7号取水門	治長請所	増田清司	手動巻上げ1門



14	成案寺川	第4号取水門	大島	小長谷伸郎 小長谷洋一	電動巻上げ3連式
15	黒石川	第5号取水門	中新田	村松博幸	
16	志太幹線	第4号取水門	上泉	塚本欽司	
17	志太幹線	第5号取水門	相川	榊原茂廣	
18	志太幹線	第6号取水門	相川	川村良見	
19	志太幹線	第7号取水門	西島	村田信次	
20	志太幹線	西島余水吐	西島	北堀正二	
21	志太幹線	中島取水口(板堰)	中島	萩原好朗	
22	志太幹線	第8号取水口(飯渕)	飯渕	加藤三佐男	
23	一番用水	第5・6号取水門	上新田	牧田 葆	
24	志太田中川	第1取水門	上新田	藁品智彦	
25	志太田中川	第2取水門 (農協相川支店東)	下江留	大畑勝彦	
26	志太田中川	第3取水門 (日本関西)	宗高	五十右正志	
27	志太田中川	第4取水門 (国道150号下)	宗高	池谷忠剛	
28	志太田中川	第5取水門	宗高	増田敏昭	
29	志太田中川	第6取水門 (宗高旧役場跡)	宗高	青島龍治	
30	志太田中川	第7取水門	高新田	青野富士夫	
31	志太田中川	第8取水門(高新田)	高新田	蒔田利朗	
32	中島川	第1号取水門	中島	白石實	
33	中島川	第2号取水門	中島	萩原孝	
34	中島川	第2号取水門	飯渕	田村政榮	
35	泉川	第1号取水門	上泉	木村英之	
36	泉川	第2号取水門	下江留	平井芳郎	
37	泉川	第3号取水門	中島	萩原静雄	
38	泉川	第4号取水門	利右衛門	村松正二	
39	上島川	第1号取水門	下江留	多々良歳廣	
40	上島川	第2号取水門	吉永	大石雪夫	
41	成案寺川	第2号取水門	上小杉	森崎眞廣	
42	成案寺川	第3号取水門	上小杉	杉本芳郎	

### 水こう門

管理：島田土木事務所

No	河川名	名称	位置	自治会	機能別	摘要
1	梅田川	梅田川水門	八 楠	7	自動巻上式	瀬戸川合流部
2	石脇川	石脇川水門	浜当目	17	自動巻上式	瀬戸川合流部
3	石脇川	石脇川新水門	岡当目	16	自動巻上式	瀬戸川合流部
4	栃山川	栃山川水門	一 色	21・22	鋼製シニル(構造3門)	栃山川河口

## 陸 閘

## 焼津漁港海岸堤防陸閘

管理：焼津漁港管理事務所

No	地 区	名 称	種 別	材 質	寸 法 L×Hm	施工年度
1	浜当目	浜当目1号陸閘	手 動	アルミ	4.5×1.0	S63
2		浜当目2号陸閘	手 動	アルミ	3.0×1.0	H3
3		浜当目3号陸閘	手 動	アルミ	3.0×1.0	H3
4		浜当目4号陸閘	手 動	アルミ	6.0×1.0	H5
5		浜当目5号陸閘	手 動	アルミ	6.0×1.0	H6
6	焼 津	焼津1号陸閘	電 動	アルミ	10.9×3.0	S57
7		焼津2号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×2.9	S58
8		新港1号陸閘	遠隔操作	アルミ	18.7×3.1	H10
9		新港2号陸閘	遠隔操作	アルミ	15.7×2.4	H11
10		新港3号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×2.5	H6
11		新港4号陸閘	遠隔操作	アルミ	18.7×2.8	H14
12	小 川	小川1号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×4.0	S63
13		小川2号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×4.0	S63
14		石津陸閘	手 動	アルミ	5.0×1.6	S59

No.7～13 県と焼津市で管理協定を締結し、焼津市から志太広域事務組合へ操作委託  
(焼津市消防防災センターより遠隔操作)

## 県道静岡焼津線当目大橋陸閘

管理：島田土木事務所

No	河川名	名 称	種別・材質	寸 法 L×Hm	機 能 別	施工年度
1	瀬戸川	当目大橋陸閘	電動及び手動ハンドル アルミ製	15.3×0.82	横引陸閘	S60

県より焼津市へ操作委託

## (準)高草川陸閘

管理：焼津市

No	河川名	名 称	種別・材質	寸 法 L×Hm	機 能 別	施工年度
1	高草川	高草川陸閘	手動ハンドル ステンレス製	(左岸)8.1×0.48 (右岸)7.8×0.68	横引陸閘	H23

## 海岸堤防陸閘・胸壁陸閘

管理：焼津市

No	地 区	名 称	種 別	材 質	寸 法 L×Hm	施工年度
1	利右衛門	北防波堤陸閘	手動(常時閉鎖)	アルミステンス	4.0×1.7	H10
2	飯淵	第1陸閘	手動(常時閉鎖)	アルミステンス	4.2×0.48	S54
3	飯淵	第2陸閘	手動(常時閉鎖)	アルミステンス	1.6×1.25	S54
4	飯淵	胸壁陸閘 No.1	電動及び手動 (常時閉鎖)	アルミニウム合金	5.0×2.9	R1
5	飯淵	胸壁陸閘 No.2	電動及び手動 (常時閉鎖)	アルミニウム合金	7.5×3.74	R2

## 大井川西島樋管

管理：静岡河川事務所

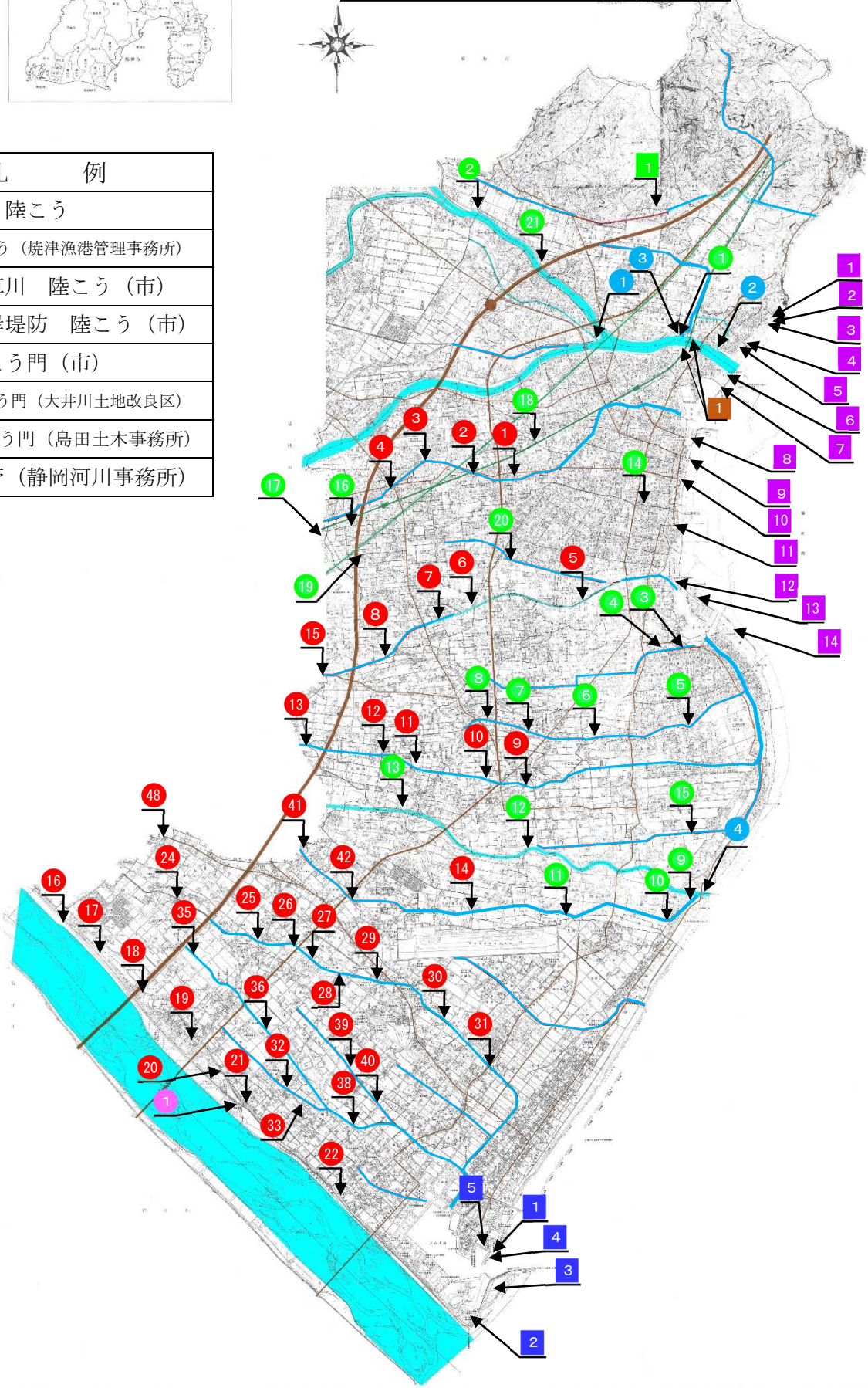
No	河川名	名 称	箇 所	機 能 別	施工年度
1	大井川	西島樋管	焼津市西島地先	ローラーゲートラック式	S54

国より焼津市へ操作委託

# 重要水こう門位置図



凡 例	
<span style="color: brown;">■</span>	当目陸こう
<span style="color: purple;">■</span>	陸こう (焼津漁港管理事務所)
<span style="color: green;">■</span>	高草川 陸こう (市)
<span style="color: blue;">■</span>	海岸堤防 陸こう (市)
<span style="color: green;">●</span>	水こう門 (市)
<span style="color: red;">●</span>	水こう門 (大井川土地改良区)
<span style="color: cyan;">●</span>	水こう門 (島田土木事務所)
<span style="color: magenta;">●</span>	樋管 (静岡河川事務所)



大井川水系大井川  
西島樋管操作要領

中部地方整備局  
静岡河川事務所

目 次

第 1 章 総 則	(第 1 条－第 2 条)
第 2 章 樋管の操作の方法等	(第 3 条－第 7 条)
第 3 章 洪水警戒体制	(第 8 条－第 10 条)
第 4 章 雑 則	(第 11 条－第 15 条)

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 静岡県焼津市西島地先の大井川水系大井川西島樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第 2 条 樋管の操作は、大井川の洪水が西島川へ逆流することを防止するとともに、西島川の排水を適切に行うことを目的とする。

## 第 2 章 樋管の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第 3 条 静岡河川事務所長(以下「所長」という。)は、樋管観測所の大井川側の量水標において測定した大井川の水位(以下「大井川水位」という。)が 14.3メートル(標高 14.1メートルを 0 とした量水標の水位で 0.2メートル)以上で細島水位観測所の水位が 4.1メートル以下であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 1) 大井川から西島川への逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。
  - 2) 大井川から西島川への逆流が始まったときは、樋管のゲートを速やかに全閉すること。
  - 3) 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管観測所の西島川側の量水標において測定した西島川の水位(以下「西島川水位」という。)が大井川水位より高くなったときは、樋管のゲートを速やかに全開すること。
- 2 所長は、前項において樋管を操作する場合においては、大井川水位及び西島川水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第 4 条 所長は、前条の操作を行っている場合において、細島水位観測所の水位が 4.1メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行うことができないと判断した場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

- 2 操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要するときは、退避後速やかに、その旨を所長に報告することができる。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、大井川水位が14.3メートル(標高14.1メートルを0とした量水標の水位で0.2メートル)未満のときは、樋管のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 2) 気象及び水象の状況
- 3) 操作した樋管の名称
- 4) 第6条に該当するときは操作の理由
- 5) その他参考となるべき事項

### 第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 1) 大井川水位が14.10メートル(標高14.1メートルを0とした量水標の水位で0メートル)に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- 1) 洪水時において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 4) その他樋管の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水の発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。



## 第 4 章 雑 則

(点検及び整備)

第11条 樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等については、所長の定めるところにより、毎月1回以上点検及び整備を行ない、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、気象庁の地震情報において焼津市に地震が発生したと発表された場合は、「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」(平成21年3月26日中部地方整備局河川部)により、速やかに樋管及び樋管を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観 測)

第13条 大井川水位、西島川水位及びその他樋管を操作するために必要な事項は、所長の定めるところにより観測するものとする。

(月 報 等)

第14条 樋管の管理に関する事項については、所長の定めるところにより、日報、月報及び年報を作成し、これを保存するものとする。

(その他の事項)

第15条 この操作要領に定めるもののほか、この要領の実施のために必要な事項は、所長が定める。

## 附 則

この操作要領は、昭和54年4月1日から施行する。

この操作要領は、平成26年8月8日から施行する。



資料9-1 水防倉庫及び備蓄資器材一覧

水防倉庫	土のう袋 (枚)	スコップ (丁)	つるはし (丁)	じょれん (丁)	のこぎり (丁)	斧 (丁)	掛矢 (丁)	ペンチ (本)	番線 カッター (本)	石頭 (丁)	金づち (丁)	鎌 (丁)	なた (丁)	石箕 (丁)
石脇	2,600	3	6	3	1	1	5	1	1	4	2	1	1	30
中里	1,100	40	6	10	4	1	5	1	1	6	2	4	2	10
八楠	10,800	78	14	8	11	2	15	4	4	15	8	9	8	80
小土	2,600	35	6	9	2	2	1	3	0	0	1	2	1	25
大井川 水防セ ンター	4,000	180	30	40	20	5	10	12	0	4	0	23	0	140
計	21,100	336	62	70	38	11	36	21	6	29	13	39	12	285

水防倉庫	しの (丁)	杭木 (本)	竹杭 (本)	鉄 パイプ (本)	鉄杭 (本)	縄 (巻)	鉄線 (kg)	釘 (kg)	救命 ボート (隻)	大ハ ンマ ー (丁)	発電機 (丁)	ロープ (巻)	牽引 用ロ ープ (巻)	ビニー ル紐 (巻)
石脇	3	210	0	0	75	0	10	5	1	0	0	5	0	1
中里	3	180	0	0	10	1	10	5	0	0	0	0	1	1
八楠	16	490	0	0	150	2	20	5	0	8	0	0	2	5
小土	3	130	0	0	25	7	10	5	0	0	0	0	0	1
大井川 水防セ ンター	0	150	0	0	200	0	70	0	0	3	0	0	0	0
計	25	1160	0	0	325	10	120	10	1	11	0	5	3	8




水防倉庫	トラロープ (巻)	塩ビ管φ 150(本)	ビニール シート (枚)	蛇籠 (本)	照明具 (灯)	救命綱 (本)
石脇	1	0	2	0	0	0
中里	2	3	0	0	0	0
八楠	3	0	18	0	0	0
小土	1	0	2	0	0	0
大井川 水防セ ンター	0	2	30	300	15	160
計	7	5	52	300	15	160

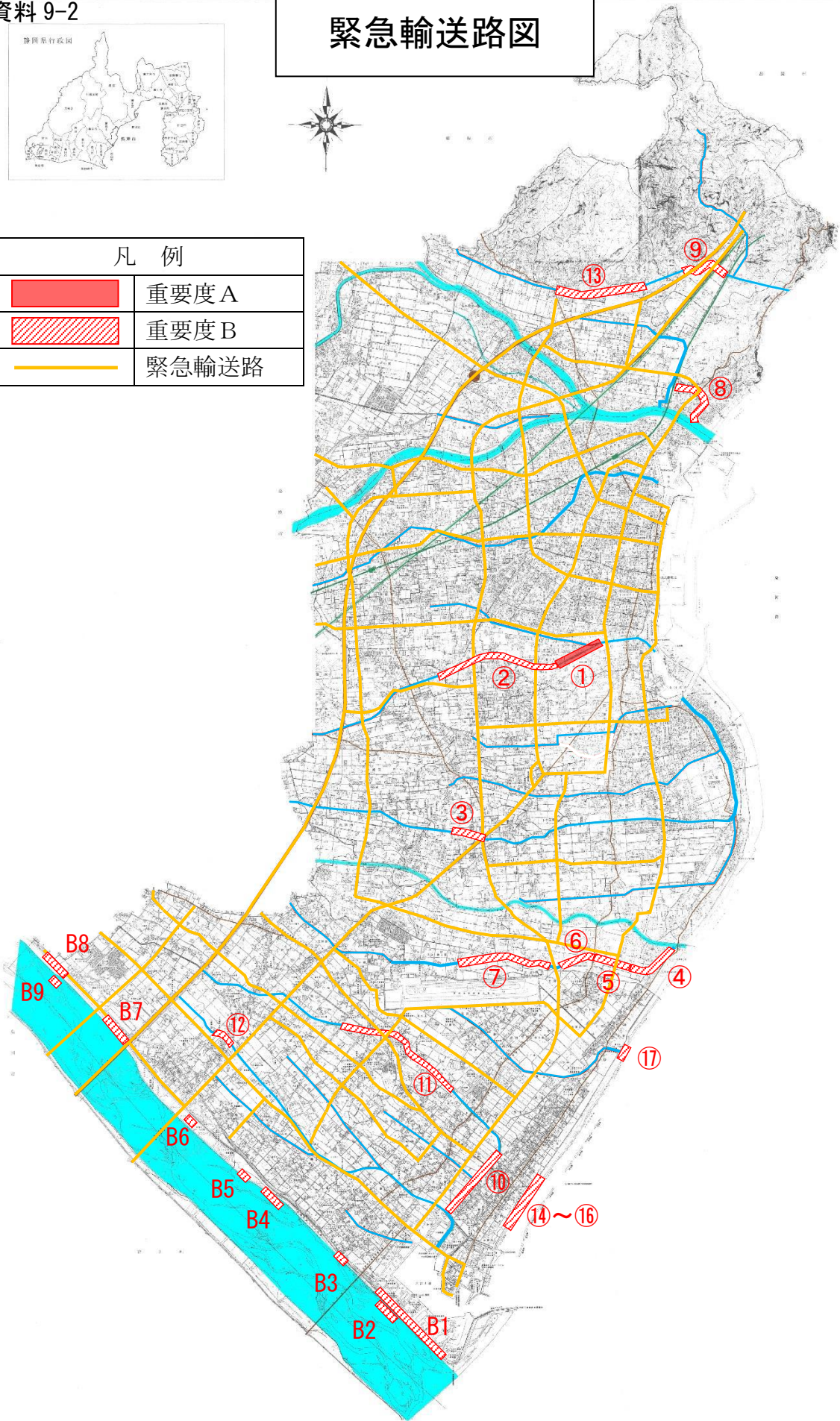
水防資材調達先一覧

資材名	名称	住所	電話番号
土のう袋・ビニールひも等	(株)日消機械工業	道原704-3	623-2211 (夜間628-8041)
土のう袋	(株)村上測器	島田市横井3-6-3	0547-35-2803
金物類	萩原スチール(株)	焼津一丁目5-6	627-0138
〃	中野金物店	栄町一丁目3-1	628-7365
木材等	(株)金子木材	八楠3-12-7	627-2618
杭	(株)大丸木材産業	上新田838-1	622-1178
丸太・板類	ソネ木材産業(株)	中島957	622-4556
ロープ類	伊藤商事(株)	利右衛門2683-2	622-3388
竹類	曾根竹材店	相川2555	622-0184
砂・砂利類	志太興産(株)	西島345-118	622-0665
ブロック類	ヨシコン(株)	利右衛門2622	622-0611



# 緊急輸送路図

凡 例	
	重要度 A
	重要度 B
	緊急輸送路



資料 10-1 水防団及び消防団の管轄地域等

(1) 大井川左岸水防団 (団長：小田雅弘)

分団名	分団長	要水防 河川	管轄区域	集合場所
第1分団	滝井洋一	大井川	西島地区、相川地区、上泉地区	大井川水防センター (焼津市中島 536-3)
第2分団	萩原正夫	大井川	飯淵地区、中島地区	大井川水防センター (焼津市中島 536-3)
藤守川分団	斉藤幸生	藤守川	藤守地区、下小杉地区	大井川水防センター (焼津市中島 536-3)

(2) 焼津市消防団 (団長：岩本 操)

分団名	分団長	管轄区域	集合場所
団本部	岩本 操		
第1分団	寺岡克行	鯛ヶ島、城之腰、北浜通、焼津の一部、本町二丁目の一部、本町三丁目の一部、本町四丁目の一部、本町五丁目の一部及び本町六丁目の一部	城之腰 134 - 2
第2分団	中野浩二	焼津の一部、焼津一丁目、焼津二丁目、焼津三丁目、焼津四丁目、焼津五丁目、焼津六丁目の一部、本町二丁目の一部、本町三丁目の一部、本町四丁目の一部、本町五丁目の一部、本町六丁目の一部及び小川新町一丁目の一部	焼津 2 - 7 - 1
第3分団	田中慎一	本町一丁目、本町二丁目の一部、新屋、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、栄町五丁目の一部、栄町六丁目の一部、駅北一丁目、駅北二丁目の一部、駅北三丁目の一部、駅北四丁目、駅北五丁目、中港一丁目、中港二丁目、中港三丁目、中港四丁目、中港五丁目及び中港六丁目	本町 2 - 1 - 17
第4分団	村越静雄	焼津六丁目の一部、本町二丁目の一部、栄町五丁目の一部、栄町六丁目の一部、塩津、駅北二丁目の一部、駅北三丁目の一部、大栄町一丁目、大栄町二丁目、大栄町三丁目、大村新田、大村一丁目、大村二丁目、大村三丁目	駅北 3 - 11 - 15
第5分団	梅原慎也	八楠、八楠一丁目、八楠二丁目、八楠三丁目、八楠四丁目、大覚寺、大覚寺一丁目、大覚寺二丁目、大覚寺三丁目及び越後島	八楠 1 - 18 - 1
第6分団	望月信明	中里、岡当日、浜当日、浜当日一丁目、浜当日二丁目、浜当日三丁目及び浜当日四丁目	浜当日 2 - 10 - 18
第7分団	遠津誠也	策牛、関方、方ノ上、坂本、石脇上、石脇下、小浜、野秋、花沢、吉津及び高崎	坂本 973 吉津 78 - 1
第8分団	柳田 暁	三ヶ名、五ヶ掘之内、小屋敷、西焼津、柳新屋、小柳津、小土及び保福島	小土 1154 - 1

第9分団	上木原善和	小川の一部、小川新町一丁目の一部、小川新町二丁目の一部、小川新町三丁目の一部、東小川一丁目、東小川二丁目、東小川三丁目の一部、東小川五丁目、東小川六丁目、東小川七丁目、東小川八丁目、西小川一丁目、西小川二丁目、西小川三丁目、西小川四丁目、西小川五丁目、西小川六丁目、西小川七丁目、西小川八丁目及び与惣次	東小川 7 - 12 - 13
第10分団	向坂充史	小川の一部、小川新町一丁目の一部、小川新町二丁目の一部、小川新町三丁目の一部、小川新町四丁目、小川新町五丁目、東小川三丁目の一部及び東小川四丁目	小川新町 4 - 6 - 23
第11分団	影山直樹	石津、石津向町、石津中町及び石津港町	石津向町 25 - 16
第12分団	石田繁雄	本中根、中根、中根新田、中新田、大住、三右衛門新田及び治長請所	中新田 518 - 1
第13分団	佐伯弘隆	祢宜島、道原、三和、大島及び大島新田	三和 115 - 1
第14分団	柴原 敦	惣右衛門、一色、田尻、すみれ台一丁目及びすみれ台二丁目	田尻 2002
第15分団	牧田 学	田尻北、下小田、下小田中町及び北新田	田尻北 682-3
第16分団	片岡 明	宗高、上小杉、藤守及び下小杉	宗高 856-1 藤守 537
第17分団	塚崎 剛	相川、西島、上泉、下江留及び上新田	下江留 1754-3 相川 709-2
第18分団	増田正裕	中島、飯淵、利右衛門、吉永及び高新田	吉永 492 - 8 高新田 1853-1
女性消防隊	八木とく江	—	—

資料 10-2 水防工法一覧表

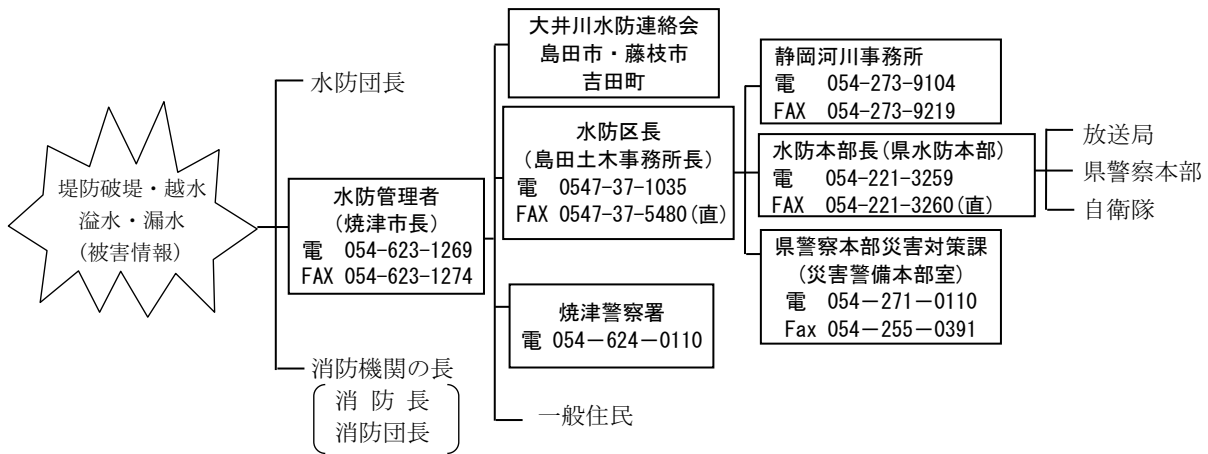
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現 在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏)対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側 (川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
漏水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近くに竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） ↳居住側堤防斜面（裏のり）	ひ控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	



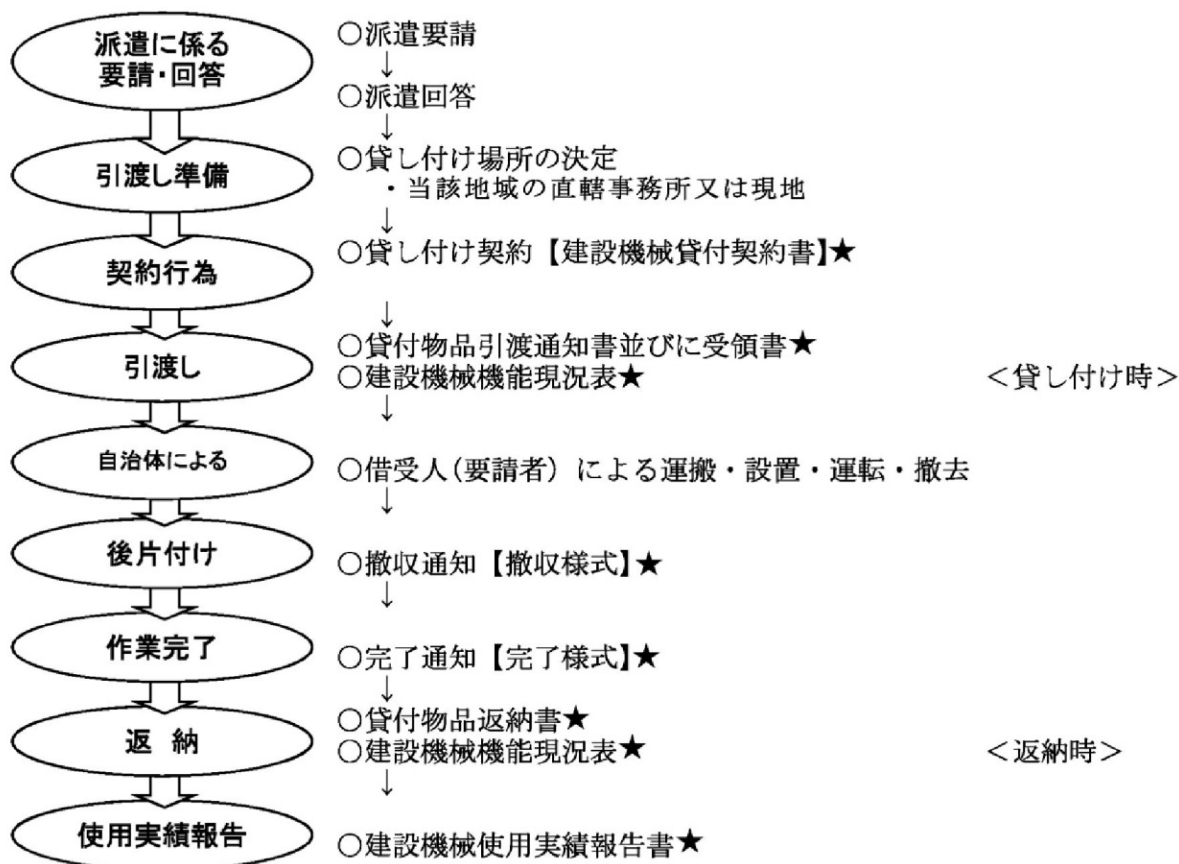
資料 10-3 決壊・漏水等の通報系統



資料12-1 「災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ」

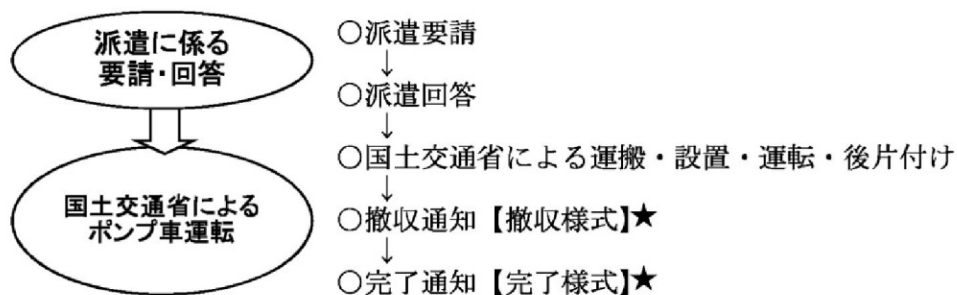
災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

①無償（国有財産貸付）による場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

災害対策機種名	建設機番番号	規 格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	車両位置情報システム呼出名称	中部地整備保有台数		
対策本部車	13-1519	拡幅型	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○	静岡対策1	8台		
	21-4502	拡幅型	1台	平成21年度	沼津河川国道事務所	○	沼津対策1			
	21-4503	拡幅型	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○	豊橋対策1			
	26-4508	拡幅型	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技対策1			
	30-1505	拡幅型	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	三重支援1			
	R02-4506	拡幅型	1台	令和2年度	木曾川上流河川事務所	○	木上対策1			
	R02-4507	拡幅型	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	浜松対策1			
	R02-4508	拡幅型	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	天上対策1			
	16-1510	大型	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	高山支援1			
	16-1511	大型	1台	平成16年度	飯田国道事務所	○	飯田支援1			
待機支援車	19-1515	n <sup>2</sup> 型	1台	平成19年度	紀勢国道事務所	○	紀勢支援1	大型 2台 バス型 2台 小型 3台 計 7台		
	21-4510	小型	1台	平成21年度	静岡河川事務所	○	静岡支援1			
	21-4511	小型	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○	木下支援1			
	26-4509	小型	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	沼津支援1			
	R02-4509	n <sup>2</sup> 型	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技支援1			
	18-4502	30m3/min	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○	静岡排ホ1		30m3 34台 15m3高揚程 1台 30m3高揚程 2台 計 37台	
	18-4503	30m3/min	1台	平成18年度	三重河川国道事務所	○	三重排ホ2			
18-4504	30m3/min	1台	平成18年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排ホ2				
18-4505	30m3/min	1台	平成18年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排ホ2				
18-4513	30m3/min	1台	平成18年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排ホ3				
19-4502	30m3/min	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排ホ3				
19-4503	30m3/min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ホ3				
19-4504	30m3/min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ホ2				
19-4505	30m3/min	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○	庄内排ホ2				
19-4506	30m3/min	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○	三重排ホ3				
19-4509	30m3/min	1台	平成19年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排ホ3				
20-4504	30m3/min	1台	平成20年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排ホ3				
20-4505	30m3/min	1台	平成20年度	静岡河川事務所	○	静岡排ホ2				
20-4506	30m3/min	1台	平成20年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排ホ4				
20-4507	30m3/min 揚程20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	中技排ホ5				
21-4504	30m3/min	1台	平成21年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ホ3				
21-4505	30m3/min	1台	平成21年度	庄内河川事務所	○	庄内排ホ3				
21-4506	30m3/min	1台	平成21年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排ホ4				
21-4507	30m3/min 揚程20m	1台	平成21年度	中部技術事務所	○	中技排ホ6				
22-4503	30m3/min	1台	平成22年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ホ4				
24-4500	30m3/min	1台	平成24年度	庄内河川事務所	○	庄内排ホ1				
24-4501	30m3/min	1台	平成24年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排ホ1				
25-4500	30m3/min	1台	平成25年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排ホ1				
25-4501	30m3/min	1台	平成25年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排ホ1				
25-4502	30m3/min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重排ホ1				
25-4503	30m3/min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重排ホ4				
26-4500	30m3/min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ホ1				
26-4501	30m3/min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ホ2				
26-4502	30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排ホ1				
26-4503	30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排ホ2				
26-4504	30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排ホ3				
26-4505	15m3/min 揚程20m	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ホ1				
27-4501	30m3/min	1台	平成27年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ホ4				
R02-4510	30m3/min	1台	令和2年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排ホ2				
R02-4511	30m3/min	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排ホ1				
R02-4512	30m3/min	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排ホ2				
R02-4513	30m3/min	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技排ホ4				
照 明 車	13-1520	20kVA 10m	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○	静岡照明1	10m 17台 20m 17台 計 34台		
	15-1512	25kVA 10m	1台	平成15年度	飯田国道事務所	○	飯田照明1			
	15-1513	25kVA 10m	1台	平成15年度	紀勢国道事務所	○	紀勢照明1			
	16-1512	25kVA 10m	1台	平成16年度	岐阜国道事務所	○	岐阜照明1			
	16-1513	25kVA 10m	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	高山照明1			
	16-1514	25kVA 10m	1台	平成16年度	中部技術事務所	○	中技照明4			
	17-1515	25kVA 10m	1台	平成17年度	北勢国道事務所	○	北勢照明1			
	17-1516	25kVA 10m	1台	平成17年度	中部技術事務所	○	中技照明5			
	21-4508	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○		豊橋照明2	
	21-4509	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○		木下照明2	
	28-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成28年度	天竜川上流河川事務所	○		天上照明1	
	29-4505	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	沼津河川国道事務所	○		沼津照明1	
	29-4506	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	豊橋河川事務所	○		豊橋照明1	
	30-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○		三重照明1	
	R02-4514	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	庄内河川事務所	○		庄内照明1	
	R02-4515	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○		木下照明1	
	R02-4516	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○		中技照明1	
	18-4506	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○		静岡照明2	
	18-1514	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	名古屋国道事務所	○		名古屋照明1	
	18-1515	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	多治見砂防国道事務所	○		多治見照明1	
	19-4507	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○		木上照明2	
	19-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○		庄内照明2	
	19-1513	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	浜松河川国道事務所	○		浜松照明2	
	19-1514	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○		三重照明2	
	20-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	天竜川上流河川事務所	○		天上照明2	
	20-1510	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○		中技照明1	
	20-1511	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○		中技照明6	
	23-4500	2kW×6灯	20m	1台	平成23年度	浜松河川国道事務所	○		浜松照明1	
	25-4504	2kW×6灯	20m	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○		三重照明3	
	26-4506	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	静岡河川事務所	○		静岡照明1	
	26-4507	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	木曾川下流河川事務所	○		木下照明3	
	R01-4500	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	木曾川上流河川事務所	○		木上照明1	
	R01-4501	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○		沼津照明2	
	R02-4517	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○		中技照明2	
	分解型バックホウ	22-4504	1.0m3、遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-		-	2台
		22-4505	1.0m3、遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-		-	
	応急組立橋	57-1341	TL-20、40m×6m(車道部)	1橋	昭和57年度	静岡国道事務所	-		-	5セット
		58-1341	40m×0.8m(歩道部)	1橋	昭和58年度	静岡国道事務所	-		-	
		63-1366	TL-20、40m×8m(歩車含)	1橋	昭和63年度	中部技術事務所	-		-	
		EB-0101	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成11年度	北勢国道事務所	-		-	
		EB-0501	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成25年度	岐阜国道事務所	-		-	
		EB-0502	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成25年度	飯田国道事務所	-		-	
	衛星通信車	DC-0151	発電機付	1台	令和2年度	静岡国道事務所	○		静岡衛星1	7台
		DC-0551	発電機付	1台	平成15年度	中部技術事務所	○		中技衛星1	
		DC-3252	発電機付	1台	令和2年度	三重河川国道事務所	○		三重衛星1	
DC-3451		発電機付	1台	平成14年度	天竜川上流河川事務所	○	天上衛星1			
DC-3551		発電機付	1台	平成15年度	沼津河川国道事務所	○	沼津衛星1			
DC-3251		発電機付	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	浜松衛星1			
DC-3151		Car-SAT	1台	令和元年度	中部地方整備局	○	中部衛星1			
航空機(回転翼)										
機種名		登録記号	型 式	数量	購入年度	基地(空港名)	搭乗人員	保 有 者	中部地整備保有台数	
まんなか号	JA6817	BELL412EP	1機	平成13年度	県営名古屋空港	8人	本省(中部配備)	1機		
港湾空港部 船舶										
船種	船名	総 ト ン 数	数量	購入年度	基 地 港	保 有 者	中部地整備保有台数			
浚渫兼油回収船	清瀧丸	4,792t	1隻	平成16年度	名古屋港 V3岸壁	名古屋港湾事務所	2艘			
海洋環境整備船	白龍	198t	1隻	平成20年度	名古屋港 四号地岸壁	名古屋港湾事務所				

## 資料 12-3 企業（地元建設業等）との連携

### (1) 焼津市建設工業会との協定書

#### 災害時の緊急協力に関する協定書

##### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、焼津市地域防災計画にもとづき、災害時における人命救助等に関し、協力を求めるときの手続きを定めるものとする。

##### (協力要請)

第2条 焼津市長（以下「甲」という。）は焼津市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、緊急に人命救助等必要がある場合に、焼津市建設工業会会長（以下「乙」という。）に対し、協力を要請することができる。

2. 前条の要請にあたっては、甲は場所、状況、その他必要と認める事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請することができる。

##### (協力)

第3条 乙は前条の要請があったときは、焼津市建設工業会の会員に対し、焼津市建設工業会緊急災害対策計画にもとづき、甲に協力するものとする。

##### (防災活動)

第4条 焼津市建設工業会緊急災害対策計画にもとづき、乙からの要請をうけた焼津市建設工業会員は、甲の指示に従い重機等を活用し、崩落推積物の除去など、人命救助等に必要な防災活動に従事するものとする。

2. 現場では消防職員、警察官、消防団員等と連絡を密にとり、相互協力し活動するものとする。

##### (災害補償)

第5条 甲の要請により出勤し、人身事故が発生した場合の災害補償については、焼津市消防団員等公務災害等補償条例（昭和41年6月28日条例第12号）の規定を適用し、焼津市が補償するものとする。

##### (費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙から要請を受けた焼津市建設工業会員が、要請事項を実施するために要した費用については、甲が負担するものとし、建設工業会員は要請業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

##### (会員名簿等の提出)

第7条 乙は本協定にかかる乙の会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があった場合も報告するものとする。

##### (定めのない事項の処理)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議の上処理するものとする。

第9条 この協定は平成 7 年 〃 月 〃 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 7 年 〃 月 〃 日

甲 焼津市長 長谷川 孝 之



乙 焼津市建設工業会  
会長 橋本 喜



## (2) 協同組合 大井川建設業協会との協定書

### 災害時における応急対策業務に関する協定書

焼津市長 清水泰（以下「甲」という。）と協同組合大井川建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の所管する道路、河川、海岸、港湾等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)



第1条 この協定は、焼津市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況を把握するとともに、甲の出動要請に基づき災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより公共施設の機能確保を図ることを目的とする。

#### (対象となる災害)



第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく焼津市災害対策本部が設置された場合又は焼津市域において被害が発生するおそれがある場合の応急対策、災害により公共施設の応急復旧が必要と認められる場合の災害とする。

#### (災害応急対策協力者)

第3条 乙は、乙の協力者の中から本協定に賛同できる協会員を取りまとめ、名簿を作成するものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、協会員以外から協力者を選定できるものとする。

2 乙は、災害時の出動態勢として、協力者ごとに人員の構成及び建築資機材等の数量を把握するため、連絡網及び構成人員表、資機材調査表を作成するものとする。

3 乙は、前項について毎年4月1日時点の状況について見直しをすることとし、その内容に変更があった場合は、速やかに甲に提出するものとする。

#### (被害情報の報告)

第4条 乙は、確認できた被害情報を甲に報告するものとする。

#### (工事施工者)

第5条 乙は、応急復旧工事が必要な箇所について甲と協議し、応急復旧工事施工者を決定する。

(出動要請)

第6条 甲は、施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

- 2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができるものとする。この場合において、甲及び施工者は、遅滞なく前項の手続を行うものとする。
- 3 出動要請書は、甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第7条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示にしたがい、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、公共施設の機能確保に係る必要最少限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう注意を払わなければならない。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を取るものとする。
- 5 施工者は、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第8条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(事務)

第10条 この協定に関する甲側の事務は土木管理課においてこれを行う。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月1日

焼津市本町二丁目16番32号

甲

焼津市長 清水 泰



焼津市宗高900番地

乙

協同組合大井川建設業協会  
理事長 斎藤 正人





## 水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 \_\_\_\_\_ 作成責任者 \_\_\_\_\_

出水の概要	川 警戒水位 雨量										m mm		
水防実施箇所	川 左 右 岸										地先 m		
日時	自 至				月 日		時 時		所要人員	管理団体	県支給分	その他	計
					月 日		時 時						
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		費用	資材費	器材費	雑費	計
	人		人		人		人						
水防作業の概要及び工法	工法 箇所										m		
	水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	使用資材	県の応援状況		
m											m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸
水防団員 消防団員の出動状況											立ち退き 状況及び それを指示 した事由		
その他の 出動状況											水防関係 者の死傷		
居住者の 出動状況											水防功労 者の氏名 年齢所属 及びその 功績概要		
雨量水位 の状況											水防活動 に関する 自己評価		
公用負担 内容													
他団体 の応援 状況													
警察官の 応援状況											備考		

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。  
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。  
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。  
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。



## 令和〇〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要  
 〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、〇〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積や住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>

水防活動または  
被害状況写真

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輸工

〇〇地区の浸水被害

### 水防活動実施箇所 地図

## ①障害福祉サービス等提供施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	リカバリー焼津本町	焼津市本町2-3-18	054-639-7317	放課後等デイサービス				○				
2	色えんぴつ	焼津市三ヶ名1058-1	054-627-2571	児童発達支援、放課後等デイサービス				○				
3	てん おおいがわ	焼津市下江留313	054-639-9553	児童発達支援、放課後等デイサービス	○							
4	リカバリーくすくす	焼津市八楠1-11-14	054-639-7480	放課後等デイサービス		○	○	○				
5	てん おおとみ	焼津市中根新田1190-2	054-639-9585	放課後等デイサービス					○	○		
6	リカバリー西焼津	焼津市小柳津213-1	054-639-5490	放課後等デイサービス				○				
7	こどもデイサービス ウルル	焼津市五ヶ堀之内1644-1	054-639-5578	放課後等デイサービス				○				
8	La chou chou	焼津市利右衛門519	054-625-8222	放課後等デイサービス	○							
9	ハッピーテラス焼津教室	焼津市西小川1-11-6 マイボックス1階1号	054-625-8880	放課後等デイサービス				○				
10	グループホーム樹羅	焼津市大村3丁目3-3	054-620-5523	共同生活援助				○				
11	特別養護老人ホーム高麓	焼津市坂本385-1	054-628-0070	居宅介護、重度訪問介護、短期入所		○						
12	暁	焼津市大覚寺3-1-2	054-620-9202	就労継続支援B型、就労移行支援		○	○	○				
13	訪問介護事業所つばさ	焼津市田尻北792-1	054-656-0656	居宅介護					○	○		
14	つぶら作業所	焼津市五ヶ堀之内628-5	054-621-5542	就労継続支援B型				○				
15	野いちご	焼津市小土1294-1	054-626-3222	就労継続支援B型				○				
16	アンティーク布花工房・沙羅	焼津市五ヶ堀之内530-3	054-626-2116	生活介護				○				
17	漣	焼津市三ヶ名 1592-1	054-626-8902	就労継続支援B型				○				

## ①障害福祉サービス等提供施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
18	焼津ドリームビレッジ	焼津市下小田中町9-4	054-625-8744	就労継続支援A型					○			
19	スタジオ プレアデス	焼津市本町1-2-4 焼津本町一丁目ビル3F	054-629-7711	就労継続支援B型				○				
20	就労継続支援B型事業所 うるおい八楠	焼津市八楠1-5-19	054-625-8261	就労継続支援B型		○	○	○				
21	慧とう館ガジュマル放課後デイ	焼津市五ヶ堀之内 530-3	054-620-8853	放課後等デイサービス				○				
22	共同生活援助すびか かべら	焼津市焼津3-11-2	054-626-2877	共同生活援助				○				
23	共同生活援助すびか こすもⅠ、Ⅱ	焼津市西小川5丁目19-6 オスオハイツ103、105号	054-626-2877	共同生活援助				○				
24	共同生活援助すびか くれあ	焼津市東小川7-15-28 アニメティーコーポ山崎Ⅱ101、102号	054-626-2877	共同生活援助				○				
25	ミライ	焼津市駅北3丁目22-10	054-625-8335	就労継続支援A型				○				
26	ドリームゲート焼津	焼津市下小田中町9-4	054-625-8707	共同生活援助					○			
27	いちご事業所 メロン	焼津市大島315-1	054-639-5526	共同生活援助	○					○		
28	いちご事業所 レモン	焼津市大島315-1	054-639-5526	短期入所	○					○		
29	インフィニティひまわりの橋	焼津市本町5丁目1-1	054-625-8895	就労継続支援B型				○				
30	障害者生活介護支援相談所 吉祥宝印	焼津市宗高812-1	054-631-7707	生活介護	○							
31	ライト	焼津市本町1丁目1-5	054-625-9870	就労継続支援B型				○				
32	ライム	焼津市柳新屋827-2	054-631-6853	就労継続支援A型				○				
33	ラビット焼津	焼津市三和951	054-625-7550	就労継続支援B型						○		
34	ビレッジキッズやいづ	焼津市下小田中町9-4	054-625-8707	放課後等デイサービス					○			

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4

## ①障害福祉サービス等提供施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
35	めだかの学校 焼津校	焼津市本町4丁目7-15	054-270-7815	放課後等デイサービス				○				
36	マーベル焼津教室	焼津市東小川1-8-4	054-629-0880	児童発達支援				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4

## ②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	高麓	焼津市坂本385-1	054-628-0070	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護		○						○
2	ケアハウス秀水苑	焼津市関方146	054-620-7888	軽費老人ホーム		○						
3	永田デイサービスセンター	焼津市関方67-1	054-620-1888	通所介護		○						○
4	介護老人保健施設浜当目	焼津市浜当目4-12-1	054-625-8550	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション		○		○				
5	デイサービスセンターいこいの杜	焼津市浜当目4-18-10	054-631-4528	通所介護		○		○				○
6	デイサービスゆうあい	焼津市中港1-2-3	054-631-4582	通所介護				○				
7	わかくさ焼津デイサービス	焼津市焼津6-7-38	054-627-2841	認知症対応型通所介護				○				
8	リビングケアゆうしん三ヶ名	焼津市三ヶ名1359-1	054-631-7725	通所介護				○				
9	長者の森	焼津市三ヶ名558-4	054-620-8114	認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、通所介護				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栢山川	大津谷川	
10	デイサービス海の子	焼津市三ヶ名 850-3	054-621-5435	通所介護				○				
11	コミュニティーケア西焼津	焼津市小柳津 566-1	054-639-5261	小規模多機能型居宅介護				○				
12	リハビリ特化型デイサービスカラダラボ焼津	焼津市柳新屋 830	054-631-6418	通所介護				○				
13	ケアステーションあさひ西焼津・ふるさとホーム西焼津	焼津市柳新屋 915-4	054-620-7117	通所介護				○				
14	あずみ苑焼津	焼津市五ヶ堀之内 1283-1	054-620-4165	短期入所生活介護、通所介護				○				
15	デイサービスごかふれんど	焼津市五ヶ堀之内 1644-1	054-621-2020	通所介護				○				
16	池ちゃん家ドリームケア焼津	焼津市五ヶ堀之内 530-3	054-620-8853	看護小規模多機能型居宅介護、通所介護				○				
17	西焼津住宅型有料老人ホーム「池ちゃん家」	焼津市五ヶ堀之内 530-3	054-620-5523	住宅型有料老人ホーム				○				
18	セントケア 焼津大村	焼津市大村 2-28-1	054-621-1060	小規模多機能型居宅介護				○				
19	グループホーム ごんべえ	焼津市塩津 135-1	054-621-3221	認知症対応型共同生活介護				○				
20	デイサービス きたえるーむ焼津小土	焼津市小土 308-1	054-639-5010	通所介護				○				
21	つばさ豊田	焼津市保福島 1202	054-628-3355	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護				○				
22	グループホームすきっぷ	焼津市保福島 1251	054-620-9335	認知症対応型共同生活介護				○				
23	デイサービスセンター ユピテル焼津	焼津市大覚寺 1-6-8	054-620-8555	通所介護		○	○	○				
24	甲賀病院通所リハビリセンター	焼津市大覚寺 2-30-1	054-628-5500	通所リハビリテーション		○	○	○				
25	グループホーム 実夢大覚寺	焼津市大覚寺2丁目 19-3	054-620-5517	認知症対応型共同生活介護				○				
26	デイサービスごんべえ	焼津市大覚寺 99	054-629-8244	通所介護				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栢山川	大津谷川	
27	デイサービスセンターかがやき	焼津市駅北 1-9-12	054-626-4515	通所介護				○				
28	高籠デイサービスセンター きすみれ	焼津市駅北 4-3-6	054-626-4165	認知症対応型通所介護				○				
29	介護付き有料老人ホーム すずかけの木	焼津市小川新町 4-3-23	054-631-6161	介護付有料老人ホーム				○				
30	通所リハビリテーションセンターMIRA	焼津市小川新町 5-2-3	054-627-5585	通所リハビリテーション				○				
31	住宅型有料老人ホーム ライフレビュー小川	焼津市小川 2924	054-631-5961	住宅型有料老人ホーム				○				
32	デイ・ハピネス	焼津市小川 2924	054-631-5961	通所介護				○				
33	焼津 亀松亭	焼津市東小川 2-11-25	054-621-5110	住宅型有料老人ホーム、通所介護				○				
34	機能訓練型デイサービスはれたす	焼津市西小川 2-3-10	054-374-4790	通所介護				○				
35	コンフォートウェル焼津	焼津市西小川 2-9-1	054-629-5550	認知症対応型共同生活介護				○				
36	お泊りデイウェル焼津	焼津市西小川 2-9-1	054-625-8686	通所介護				○				
37	ニチイケアセンター焼津	焼津市西小川 3-4-5	054-620-8501	通所介護				○				
38	あいの街焼津	焼津市石津 188	054-624-7003	認知症対応型共同生活介護、 小規模多機能型居宅介護					○	○		
39	コミュニティビレッジ下小田	焼津市石津 202	054-656-3777	小規模多機能型居宅介護					○	○		
40	デイサービス百の木	焼津市石津向町 15-17	054-623-3665	通所介護					○	○		
41	シンシア焼津デイサービス	焼津市石津向町 19-4	054-625-0968	通所介護					○	○		
42	グループホーム つばさ	焼津市田尻北 790	054-656-0056	認知症対応型共同生活介護					○	○		
43	つばさ	焼津市田尻北 792-1	054-656-0656	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、 通所介護					○	○		
44	有料老人ホームたんぽぽ田尻	焼津市田尻 1903-1	054-625-0303	入居者生活介護					○	○		

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栢山川	大津谷川	
45	ゆうゆう	焼津市田尻 4	054-625-0321	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション					○	○		
46	元気広場 焼津	焼津市道原 694-4	054-623-5551	通所介護					○	○		
47	デイサービスこけし	焼津市大島 1530-3	054-623-2882	通所介護	○					○		
48	デイサービスセンター福聚	焼津市大島 620-1	054-623-1421	通所介護	○							
49	福聚荘	焼津市大島 649	054-623-1455	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、入所者生活介護、認知症対応型通所介護	○							
50	あおぞらデイサービスセンター焼津	焼津市大住 148-1	054-621-3111	通所介護				○				
51	大井川睦園	焼津市高新田 2326-58	054-622-8080	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護	○							
52	デイサービスセンター陽だまりの樹	焼津市吉永 291-1	054-639-7083	通所介護	○							
53	デイサービスセンターよつ葉のクローバー大井川	焼津市相川 387-4	054-662-0001	通所介護	○							
54	コミュニティーケア大井川	焼津市相川 577-1	054-625-8560	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション	○							
55	複合型サービスごんべえ	焼津市下江留 1398-1	054-664-3100	小規模多機能型居宅介護	○							
56	複合型サービスごんべえ	焼津市下江留 1398-1	054-664-3100	住宅型有料老人ホーム	○							
57	慈恵園	焼津市大覚寺 3-2-3	054-628-4586	養護老人ホーム				○				
58	アンジェス西焼津	三右衛門新田 591-1	054-628-7772	サービス付き高齢者向け住宅				○				
59	アクアホーム焼津大村	焼津市大村 2丁目 17-7	054-631-4666	住宅型有料老人ホーム				○				
60	ハートリンクケア焼津壱番館	焼津市大覚寺2丁目8-17	054-620-7520	住宅型有料老人ホーム		○	○	○				
61	ハートリンクケア焼津弐番館	焼津市大覚寺2丁目8-15	054-620-7520	住宅型有料老人ホーム		○	○	○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
62	ゆうしん中里	焼津市中里 145	054-629-7736	通所介護		○		○				
63	たんぼぼコージュ焼津	石津 206-2	054-624-0779	住宅型有料老人ホーム					○			
64	谷口整形通所リハセンター	焼津市小屋敷 192	054-627-2020	通所リハビリテーション				○				
65	ライフスキル支援型デイサービスこたす	焼津市焼津 3-4-19	054-374-4837	地域密着型通所介護				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

③医療関係施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	アイレディースクリニック	焼津市坂本 457	054-620-1103	診療所		○		○				
2	前田産科婦人科医院	焼津市小屋敷 214-1	054-626-8603	診療所				○				
3	医療法人社団峻凌会やきつべの径診療所	焼津市中里 162	054-620-3103	診療所		○		○				
4	医療法人社団駿甲会(甲賀病院)	焼津市大覚寺 2-30-1	054-628-5500	病院		○	○	○				
5	医療法人社団高草会(焼津病院)	焼津市策牛 48	054-628-9125	病院		○						
6	医療法人社団正心会(岡本石井病院)	焼津市小川新町 5-2-3	054-627-5585	病院				○				



洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

④児童福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	児童育成たかくさクラブ	焼津市坂本 449-1	054-626-7655	児童厚生施設(放課後児童クラブ)		○		○				
2	あそび塾・第2あそび塾	焼津市北新田 378-1	054-625-1250	児童厚生施設(放課後児童クラブ)					○	○		
3	学童保育なかよし小川クラブ・小川	焼津市小川 2503	054-623-6666	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
4	学童保育なかよし小川クラブ・黒石	焼津市西小川 6-3-6	054-620-2858	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
5	南っ子クラブ	焼津市焼津 5-5-1	054-629-0242	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
6	第一ゆりかご豊田クラブ A・B	焼津市五ヶ堀之内 40-1	054-620-0468	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
7	第二ゆりかご豊田クラブ	焼津市柳新屋 906-1	054-620-0469	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
8	学童保育なかよし東クラブ	焼津市栄町 5-14-1	054-628-6363	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
9	大井川南放課後児童クラブ	焼津市利右衛門 856-1	054-662-0812	児童厚生施設(放課後児童クラブ)	○							
10	ゆりかご西クラブ・かもめ	焼津市塩津 117-1	054-629-7708	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
11	ゆりかご西クラブ・ゆりかもめ A	焼津市塩津 254-3	054-629-7609	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
12	サザンクラブ	焼津市東小川 3-13-47	054-627-2777	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
13	ほしのこクラブ	焼津市田尻 1992-2	054-625-8401	児童厚生施設(放課後児童クラブ)					○	○		
14	親子ふれあい広場	焼津市本町 5-6-1	054-626-3388	子育て支援センター				○				
15	ぞうさん放課後児童クラブ・豊田	小土 973-15	054-620-2338	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
16	ぞうさん放課後児童クラブ・大富	中根新田 541-2	054-639-6335	児童厚生施設(放課後児童クラブ)					○	○		
17	焼津市立小川保育園	焼津市東小川 4-21-11	054-628-4349	保育所				○				
18	焼津市ターントクルこども館	焼津市栄町 5-1-1	054-631-6165	児童センター				○				

④児童福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
19	焼津市立旭町保育園	焼津市駅北 3-17-10	054-627-3232	保育所				○				
20	焼津市立石津保育園	焼津市石津中町 16-7	054-624-5839	保育所				○	○	○		
21	焼津市立大井川保育園	焼津市下江留 41	054-622-7420	保育所	○							
22	焼津南保育園 (子育て支援センター「みなみ」含む)	焼津市焼津 5-13-14	054-629-0240	保育所				○				
23	さくら保育園 (子育て支援センター「さくら」含む)	焼津市北新田 378-1	054-624-3073	保育所					○	○		
24	なかよし保育園 (子育て広場「なかよし」含む)	焼津市西小川 6-15-6	054-629-2525	保育所				○				
25	たかくさ保育園 (子育て支援センター「たかくさ」含む)	焼津市坂本 449-2	054-629-5430	保育所		○		○				
26	ふたば保育園	焼津市小土 79-1	054-628-5720	保育所				○				
27	ゆりかご保育所	焼津市五ヶ堀之内 759-1	054-629-3637	保育所				○				
28	第三ゆりかご保育所 (子育て支援センター「1・2・3」含む)	焼津市一色 722	054-623-1551	保育所					○	○		
29	常緑保育園	焼津市三ヶ名 1175	054-629-4753	小規模保育事業所・認可外保育施設				○				
30	焼津のんのん保育園	焼津市柳新屋 956-3	054-625-7978	小規模保育事業所				○				
31	memorytree 焼津保育園	焼津市焼津 4-11-7	054-625-8989	小規模保育事業所				○				
32	あいキッズランド塩津北園	焼津市塩津 260-1	054-625-8395	小規模保育事業所				○				
33	memorytree 西小川保育園	焼津市西小川 5-2-1	054-639-9211	小規模保育事業所				○				
34	小土のんのん保育園	焼津市小土 300-5	054-631-6889	小規模保育事業所				○				
35	保育所きぼう焼津こがわ園	焼津市西小川 2-7-9	054-626-8819	小規模保育事業所				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

④児童福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栢山川	大津谷川	
36	ちびっこらんど西焼津園	焼津市柳新屋 646-1 one yokoyama 2 階	0120-415-414	認可外保育施設				○				
37	もりのくまさん保育園	焼津市三ヶ名 558-2	054-620-8070	事業所内保育事業所				○				
38	CRECHE TIA SUZI (クレシチア スーヅィ)	焼津市田尻 1589	090-4156-3990	認可外保育施設					○	○		
39	JA おおいがわ茶果菜保育園とよだ	焼津市小土 1070-2	054-626-1010	認可外保育施設(企業主導型保育事業)				○				
40	田子重にしやいづ保育所	焼津市小柳津 624	054-625-8270	認可外保育施設(企業主導型保育事業)				○				
41	岡本石井病院保育所 Nature Kids	焼津市西小川 5-17-17	054-629-3575	認可外保育施設(企業主導型保育事業)				○				
42	プティ焼津園	焼津市道原 29-5	054-686-2388	認可外保育施設(企業主導型保育事業)					○	○		
43	保育園たあそびさん	焼津市下江留 1398-1	054-664-3101	認可外保育施設(企業主導型保育事業)	○							
44	保育所ぶちはうす	焼津市西焼津 14-14	054-620-2345	小規模保育事業所				○				
45	memorytree 八楠保育園	焼津市八楠 4-12-19	054-631-6856	小規模保育事業所		○	○	○				
46	memorytree 柳新屋保育園	焼津市柳新屋 886-1	054-631-6521	小規模保育事業所				○				
47	八楠のんのん保育園	焼津市八楠 4-17-14	054-629-1700	小規模保育事業所		○	○	○				
48	あいキッズランド焼津西園	焼津市塩津 201-23	054-668-9580	小規模保育事業所				○				
49	COCORO 保育園	焼津市北新田 396-1	054-637-9215	小規模保育事業所					○			
50	Little Walkers 焼津中央	焼津市西小川 2-10-23	054-625-7575	小規模保育事業所				○				
51	保育園ミモザ	焼津市西小川 7-2-1	054-625-8230	認可外保育施設(企業主導型保育事業)				○				
52	さくらの家	すみれ台 1-3-13	054-623-3517	地域小規模児童養護施設					○			

(水防法第 15 条第 1 項第 4 号・土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号 関連)

資料風水 2 - 1 - 4 ②

⑤幼稚園

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等警戒区域内	
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栢山川		大津谷川
1	さつき幼稚園	焼津市大覚寺 3-5-1	054-627-3902	幼稚園(市立)		○	○	○				
2	大井川南幼稚園	焼津市吉永 334-2	054-622-5147	幼稚園(市立)	○							
3	新屋幼稚園	焼津市本町 1-1-10	054-628-3895	幼稚園(私立)				○				
4	すみれ台幼稚園	焼津市すみれ台 1-25-1	054-623-1545	幼稚園(私立)					○	○		
5	西町幼稚園	焼津市大村 1-12	054-629-3277	幼稚園(私立)				○				
6	まどか幼稚園	焼津市田尻北 1223-2	054-624-6415	幼稚園(私立)					○	○		
7	みなと幼稚園	焼津市中港 1-7-23	054-628-2736	幼稚園(私立)				○				
8	みやじま幼稚園	焼津市三ヶ名 807-1	054-628-9084	幼稚園(私立)				○				
9	焼津幼稚園	焼津市焼津 5-4-2	054-628-2851	幼稚園(私立)				○				
10	焼津中央幼稚園	焼津市西小川 1-2-14	054-628-9612	幼稚園(私立)				○				
11	焼津豊田幼稚園	焼津市小土 1059-1	054-628-4004	幼稚園(私立)				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

焼津市地域防災計画より抜粋

(水防法第 15 条第 1 項第 4 号・土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号 関連)

資料風水 2 - 1 - 4 ②

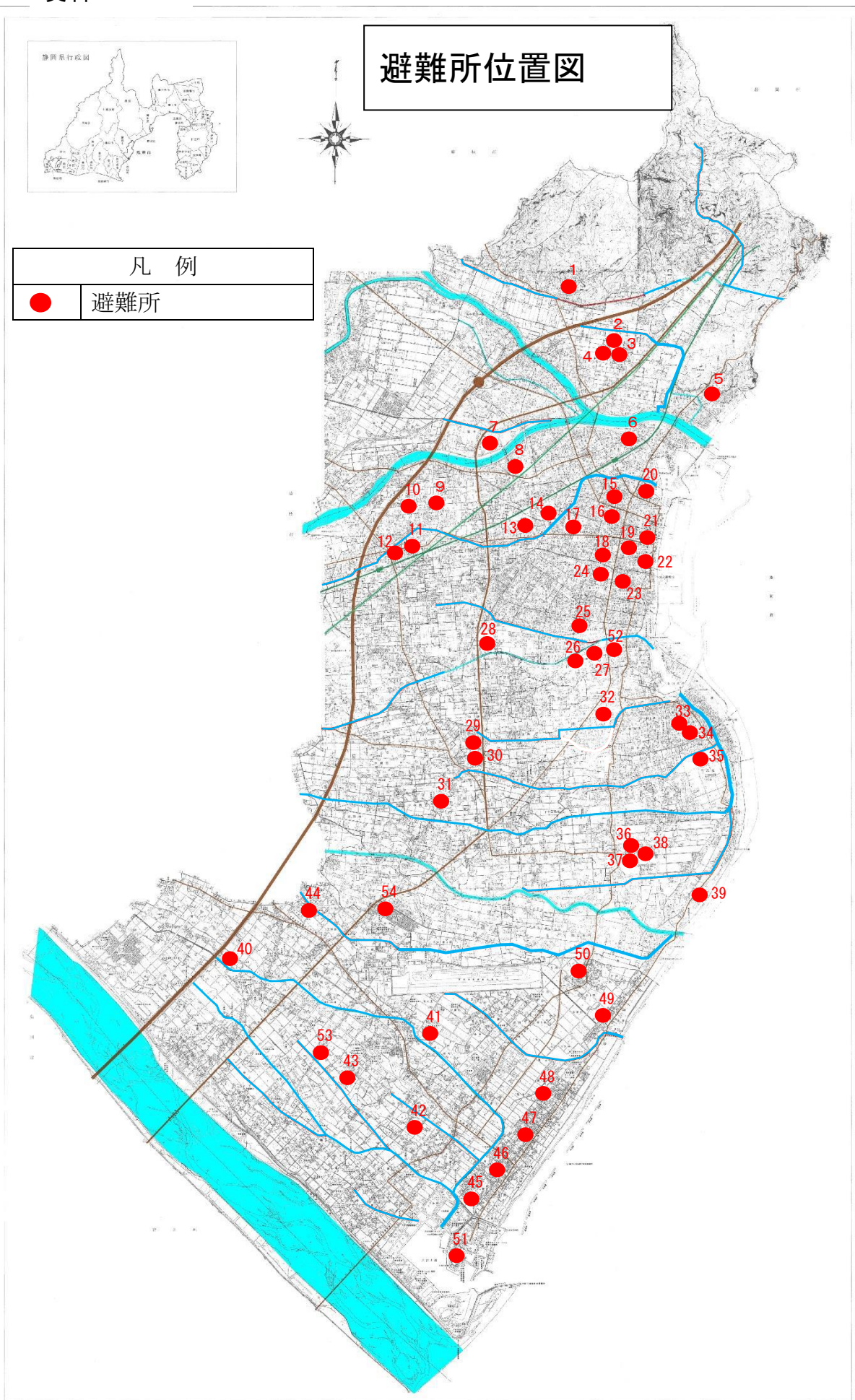
⑥学校

No	要配慮者利用施設名称	所在地	電話番号	区分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等警戒区域内
					大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栢山川	大津谷川	
1	港小学校	石津港町 40-2	054-624-0210	小学校				○	○	○		
2	港中学校	田尻北 584	054-624-6010	中学校					○	○		
総計					18	23	11	121	29	27		3
対象施設					水防法: 172 施設							
					土砂法: 3 施設							

資料16-2 「市内避難所一覧」 (風水害)

避難所一覧表

NO	施設名称	住 所	電 話	地域防災 無 線	NO	施設名称	住 所	電 話	地域防災 無 線
1	坂本コミュニティ 防災センター	坂本971-5	626-0023	707	28	黒石小学校	大住1246	629-4855	509
2	東益津小学校	石脇上65	628-4427	505	29	大富中学校	中根1-1	624-4329	555
3	東益津公民館	石脇上65	628-2607	604	30	大富公民館	中根新田93-1	624-4302	605
4	東益津中学校	中里416	628-4428	554	31	大富小学校	中根新田637	624-4316	506
5	浜当目コミュニティ 防災センター	浜当目3-1-45	627-7283	700	32	石津コミュニティ 防災センター	石津1233-1	623-5586	705
6	第5コミュニティ 防災センター	駅北5-1-24	627-8401	703	33	港公民館	石津港町40-1	624-8855	606
7	大村公民館	大覚寺3-5-5	629-3351	607	34	港小学校	石津港町40-2	624-0210	508
8	大村中学校	大村3-25-1	628-3851	551	35	港中学校	田尻北584	624-6010	557
9	豊田中学校	小土301-2	627-1166	552	36	和田小学校	田尻541	624-4507	507
10	(県) 焼津中央高等学校	小土157-1	628-6000	580	37	和田中学校	田尻1984	624-4339	556
11	豊田小学校	五ヶ堀之内2	628-3201	503	38	和田公民館	田尻1992-2	623-1570	602
12	豊田公民館	小屋敷258-1	627-7310	603	39	ティカバリーパーク焼津天文科学館	田尻2968-1	625-0800	182
13	焼津文化会館	三ヶ名1550	627-3111	181	40	大井川西小学校	上泉1688-1	622-0049	512
14	焼津西小学校	塩津117-1	628-3064	501	41	大井川東小学校	宗高428	622-0010	511
15	焼津東小学校	栄町5-14-1	628-6348	500	42	大井川南小学校	吉永490	622-0104	510
16	四区コミュニティ 防災センター	焼津6-10-17	628-2445	704	43	大井川中学校	下江留191	622-0038	558
17	焼津中学校	焼津2-10-28	628-7255	550	44	(県) 清流館高等学校	上新田292-1	622-3411	583
18	焼津南小学校	焼津5-5-1	628-2321	502	45	利右衛門地区コミュ ニティ防災センター	利右衛門2559-2	—	711
19	焼津公民館	本町5-6-1	626-0888	600	46	吉永地区コミュ ニティ防災センター	吉永1933-1	—	712
20	新屋コミュニティ 防災センター	本町1-3-28	626-0487	702	47	高新田地区コミュ ニティ防災センター	高新田1853-1	—	713
21	三区コミュニティ 防災センター	本町2-13-18	628-5236	706	48	高新田東地区コミュ ニティ防災センター	高新田2172-2	—	714
22	二区コミュニティ 防災センター	本町5-9-1	628-3359	701	49	藤守地区コミュ ニティ防災センター	藤守2025	—	715
23	小川新地コミュニティ 防災センター	小川新町1-11-2	627-0684	708	50	下小杉地区コミュ ニティ防災センター	下小杉537	—	716
24	(県) 焼津水産高等学校	焼津5-5-2	628-6148	581	51	大井川港コミュ ニティ防災センター	飯淵2160	—	710
25	小川中学校	東小川4-21-1	628-3777	553	52	小川第13コミュ ニティ防災センター	小川3118	623-7035	709
26	小川公民館	小川2724-1	624-8191	601	53	大井川公民館	宗高900	623-3111	608
27	小川小学校	小川2525	624-3097	504	54	大島体育館	大島738	—	—



## 令和5年度焼津市水防協議会委員

区分	氏名	役職名	備考
会長	中野 弘道	焼津市長	
委員	阿部 聡	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長	新任
〃	松浦 隆典	静岡県中部地域局 中部危機管理監	再任
〃	酒井 孝一	静岡県焼津警察署長	新任
〃	内山 賀津高	静岡県島田土木事務所長	新任
〃	八木 宏之	静岡県焼津漁港管理事務所長	新任
〃	川島 要	焼津市議会建設経済委員長	新任
〃	四之宮 慎一	焼津市議会議員	新任
〃	岡本 康夫	焼津市自治会連合会会長	新任
〃	松田 光弘	焼津市建設工業会副会長	新任
〃	杉本 幹男	(協)大井川建設業協会理事長	再任
〃	岩本 操	焼津市消防団長	再任
〃	小田 雅弘	焼津市大井川左岸水防団長	再任
〃	増田 好憲	志太広域事務組合志太消防本部消防次長	再任
〃	白石 雅治	防災部長 (危機管理監)	新任
〃	東出 隆之	総務部長 (危機管理監)	新任
〃	石原 隆弘	行政経営部長 (危機管理監)	再任
〃	久保山 巖夫	建設部長 (水防長)	再任